

方針及び手続き 2026 年 6 月版

セクション 1 ー方針及び手続きの目的

ライフバンテージジャパン株式会社、LifeVantage Japan K.K.（以下「ライフバンテージジャパン」、「ライフバンテージジャパン社」、「会社」または「当社」という。）は、ライフバンテージジャパンとその独立コンサルタントの成功の手助けとなるよう、本方針及び手続き（以下「本規約」という。）を作成しました。本規約の目的は以下の通りです。

- 1) 各独立コンサルタントが倫理的、効果的、かつ安全に業務を実施できるような枠組を提供することにより、独立コンサルタントの権利を保護します。
- 2) 全ての独立コンサルタントに平等で均一な機会の場を提供します。
- 3) ライフバンテージジャパンと独立コンサルタントの契約関係の詳細を定めます。
- 4) ライフバンテージジャパンと独立コンサルタントが共に働くために、全ての独立コンサルタントが理解し、守らなくてはならない遵守事項および手順を明らかにします。ライフバンテージジャパンは、我々が協力してライフバンテージジャパンの製品およびビジネスチャンスを促進する上で、全ての独立コンサルタントが本方針および手続きを理解し、遵守するよう要求します。

セクション 2 ーはじめに

2.1 ー独立コンサルタント契約に取り入れられた方針及び手続き

現行版およびライフバンテージジャパンの単独の裁量により随時改定される本規約は、ライフバンテージジャパンと独立コンサルタントの間の契約の不可分な一部をなすものとします。本規約において「本契約」という用語は、独立コンサルタントが別途、オンライン登録において適用に同意した、概要書面、契約書面、約款、本規約、製品および報酬プランを含む全ての文書を意味します。これらの文書は、ライフバンテージジャパンと独立コンサルタントの間の契約に参照することで組み込まれます。各独立コンサルタントは、本規約をよく読み、熟知し、遵守し、これに従って業務を行う責任を負います。各独立コンサルタントは、第三者に対して新規の独立コンサルタントとなるよう勧誘を行う際には、紹介者（以下で定義する。）としてその第三者に対し、独立コンサルタント登録申請に先立って、特定商取引に関する法律で定められたライフバンテージジャパンの製品と報酬プランを含む概要書面など必要な全ての書類を提供しなければなりません。

2.2 ー本規約の目的

ライフバンテージジャパンは、独立コンサルタントを通じて製品を販売する販売会社です。全独立コンサルタントは、自分たちの成功はライフバンテージジャパンの製品を販売する全ての人々のインテグリティ（清廉さ、高潔さ）にかかっていることを理解することが重要です。ライフバンテージジャパンは、独立コンサルタントとライフバンテージジャパンとの関係を明らかにするために、またビジネス上の行動規範を明確に設定するために、本規約を作成しました。独立コンサルタントは、本規約を含む本契約に定められる条件および行動規範、ならびに法令を遵守しなければなりません。全独立コンサルタント

が本規約をよく読み、遵守することが非常に重要です。本規約の情報を慎重に確認してください。それは独立コンサルタントと会社の関係を説明し、律するものだからです。本規約に関する質問がある場合は、ライフバンテージジャパンにお問い合わせください。

2.3 ー本契約の変更

法令および社会状況は常に変化します。本契約（約款ならびに方針および手続きを含む）ならびにライフバンテージジャパン製品およびその価格を修正することを、ライフバンテージジャパンから独立コンサルタントにその自由裁量にて提案する場合があります。会社は、全ての独立コンサルタントに対して、以下の一つまたは複数の方法により、改定版条項の完全な写しを提供または利用可能にするものとします：(1) 会社の公式ウェブサイトでの公開、(2) 電子メール（e-mail）、(3) ファックス、(4) ボイスメールシステム、(5) 会社の出版物への記載、(6) 製品注文書もしくは報酬への記載、または (7) 会社からの特別郵便。最新の改定版は LifeVantage.com で公開されています。全ての独立コンサルタントは、LifeVantage.com において最新版の改定内容を確認する責任を有しています。改定の公開後、独立コンサルタントは、改定内容の承諾または拒否を選択することができます。独立コンサルタントがそれを拒否した場合、解約の申し出を行い、その手続き後、本契約は終了し、更新されません。独立コンサルタントが会社の製品の購入や販売、登録、またはライフバンテージジャパンからの報酬の受領に限定されない取引の継続を行う場合、かかる行為は、いかなる改定も承諾したものとみなされます。

2.4 ー遅滞

ライフバンテージジャパンは、ライフバンテージジャパンの責任ではない不可抗力による本契約上のライフバンテージジャパンの義務に関する履行遅滞や不履行に対しては責任を負いません。不可抗力には、ストライキ等の労働争議、暴動、戦争、火災、死亡、ならびに政府の布告および命令等が含まれますが、これらに制限されません。

2.5 ー契約条項の分離

本契約のいずれかの条項が、なんらかの理由で無効とされた場合または履行不能となった場合、無効または履行不能となった部分のみが効力を失い、本契約の残りの部分は完全に効力を有し、無効となった条項の影響は受けません。

2.6 ー放棄

会社は、本契約および独立コンサルタントの行動を律する適用法の遵守を主張する権利を放棄しません。ライフバンテージジャパンが独立コンサルタントに対してライフバンテージジャパンの権利を行使しないこと、ライフバンテージジャパンが独立コンサルタントに対して本契約もしくは法令を厳密に遵守するよう主張しないこと、またはライフバンテージジャパンと独立コンサルタントとの間で本契約に反する行為が継続して行われていることのいずれも、ライフバンテージジャパンが本契約および法令を遵守するよう独立コンサルタントに要求する権利を放棄するものとはみなされません。ライフバンテージジャパンによるこれらの権利の放棄は、ライフバンテージジャパンの承認を受けた役員が作成した明文の書面によってのみ行うことができます。さらに、独立コンサルタントの本契約または法令に対する違反に関するライフバンテージジャパンの権利をライフバンテージジャパンが放棄することは、独立コンサルタントによるそれ以降の新たな違反に関するライフバンテージジャパンの権利に影響を与えたり、損なったりするものではなく、かつ、独立コンサルタントの他のあらゆる権利または義務にいかなる影

響も与えるものではありません。また、独立コンサルタントの本契約または法令に対する違反に関してライフバンテージジャパンの権利行使が遅延したとしても、当該違反に関する、またはそれ以降の違反に関するライフバンテージジャパンの権利に影響を与えたり、権利を損なったりするものではありません。ライフバンテージジャパンに対する独立コンサルタントの行為について、いかなる請求または訴訟の申し立てや事実がある場合においても、ライフバンテージジャパンによる本契約のいずれか条項の行使に対する抗弁をなすものではありません。

セクション 3 —独立コンサルタントになる—行動規範

各独立コンサルタントは、以下の行動規範を遵守するものとします。

- 1) 独立コンサルタントとして、誠実かつ道徳的に、法令に従って行動し、業務を行うこと。
- 2) 自分自身とライフバンテージジャパンのイメージのため、高潔な行いをする。
- 3) ライフバンテージジャパンや競合他社を誹謗中傷しないこと。
- 4) ライフバンテージジャパンのパンフレット類に定められているとおりに、かつ法令を遵守して製品について誠実に説明すること。但し、医学的な説明および効果へ言及することはできません。
- 5) 報酬プランについては、ライフバンテージジャパンの資料に定められているとおりに誠実かつ完全に説明すること。
- 6) 他者のプライバシーを尊重し、自分および他人が享受する利益を明らかにしないこと。
- 7) ダウンラインに当たる者たちに十分なトレーニングを与え、支援し、指示するなど、紹介者およびアップラインとしての責任を真剣に受け止めること。
- 8) 自分自身と小売顧客の間で定めた製品の保証と返品に関する取り決めを守ること。
- 9) 本規約に定められているとおり、ライフバンテージジャパンとライフバンテージジャパンのアドバイザーまたは関係会社その他の関係者との関係を尊重し、これらの者にライフバンテージジャパンを通さず直接触れないこと。
- 10) メディアからの全ての問い合わせはライフバンテージジャパンに照会し、自分自身では回答しないこと。
- 11) 利害の対立を避けるため、独立コンサルタントとその紹介者の間に健全な距離を置くこと。
- 12) 本契約を遵守すること。
- 13) 全ての人がライフバンテージジャパン製品を手にする機会を保護するため、独立コンサルタントとしての活動をプロフェッショナルにふさわしい方法で遂行すること。

3.1 —独立コンサルタントとなるための要件

独立コンサルタントとして登録するには、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 20 歳以上（学生・公務員を除く）であること。
- ② 日本国籍を持つ者であること。外国籍である場合は在留カード、特別永住者証明書など資格を証明するものを所持し、紹介販売活動が可能なる在留資格を持つこと。
- ③ 当社が提供する独立コンサルタント契約に関するすべての書面をよく読み、理解すること。
- ④ すでに当社独立コンサルタントとして登録していないこと。
- ⑤ 現住所および製品を配送可能な住所が日本国内にあること。
- ⑥ 成年被後見人、被保佐人、被補助人等の判断力に懸念がある者として登録が不適当でないこと。
- ⑦ 扶養対象者、生活保護受給者など、経済力に懸念がある者として登録が不適当でないこと。
- ⑧ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」が定める暴力団、およびその他反社会的勢力や団体等と密接な関係を有しないこと。

- ⑨ その他、当社が適当でないと判断した場合でないこと。
- ⑩ ご登録内容に不備がある場合、登録申請日から 30 日以内にその不備を修正していただきます。その期間に修正できない申請は却下されます。
- ⑪ 登録者の年齢が 20 歳以上 23 歳以下の場合、ならびに 75 歳以上の場合には通常の登録手続きに加え、「独立コンサルタント登録時確認シート」を提出すること。
- ⑫ 独立コンサルタントとして登録するには、コンプライアンストレーニングを受講（コンプライアンスガイドブックを参照しコンプライアンスビデオを視聴もしくはクラスルームトレーニングに参加）し、確認テストに回答すること。

3.1.2 —独立コンサルタントになる場合の特定負担

独立コンサルタントになるには、以下の 2 点が必要となります。

- 1) ライフバンテージジャパンから、スタートキット [5,500 円] または以下のパッケージを購入する。
ヘルシーウェイトパック [31,500 円]、プレミアムパック [50,500 円]、マネージングパック [85,500 円]、プロタネディム パック [88,000 円]、エグゼクティブ パック [163,000 円] のいずれかを購入すること。上記のスタートキットにはビジネス登録料、消費税が、パック価格には送料、ビジネス登録料、消費税が含まれます。
- 2) 当社に独立コンサルタント登録を行うこと。

独立コンサルタント資格を継続するには、以下が必要となります。

- 登録更新料 [1 年ごと、5,500 円、消費税込]

3.2 —インターネットまたは郵送を用いた新規独立コンサルタント登録

申請者は、オンライン登録をするか、またはライフバンテージジャパンに対して適切に記入された「登録・初回注文申込書（独立コンサルタント）」を郵送することができます。

3.2.1 —登録方法

登録方法はインターネットからのオンライン登録と「登録・初回注文申込書（独立コンサルタント）」を郵送する方法の 2 種類から選ぶことができます。オンライン登録の場合、下記 URL から「コンサルタント登録」をクリックし、独立コンサルタント登録を進めてください。郵送での申込の場合、「登録・初回注文申込書（独立コンサルタント）」をもちろん記入の上、下記宛に送付してください。登録の際には、紹介者の情報（氏名、ID 番号）と概要書面の表紙に記載されている「概要書面番号」が必要です。

＜送付先＞〒 108-0075 東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー 9 階

ライフバンテージジャパン株式会社

＜オンライン登録＞LifeVantage.com

3.2.2 —契約年月日（登録日）

契約年月日は、初回製品の受注日（初回製品の納品書に記載）と同一となります。初回製品の納品書は、契約書面の補完書面となりますので、契約書面と一緒に保管してください。

3.3 —独立コンサルタント資格の更新

独立コンサルタント資格は、独立コンサルタント登録が受理された日付から1年間有効です。コンサルタント資格を継続するために、毎年、登録月の翌月にライフバンテージジャパンより更新料の請求がなされます。期日までに更新料の支払いが確認できない場合、発生済ボーナスのお支払いが保留となり、資格更新が行われないことがあります。

セクション4 —独立コンサルタントの運営

4.1 —ライフバンテージジャパン報酬プランの遵守

独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンの公式パンフレット等の資料に定められているライフバンテージジャパンの報酬プラン等を含むビジネスの条件を遵守しなければなりません。独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンの公式資料に定められている報酬プラン等とは異なるマーケティング方法、プログラム、他のシステムを加えた内容を示してライフバンテージジャパンのビジネスを勧めることはできません。独立コンサルタントは他の既存の独立コンサルタント、独立コンサルタントの候補者やカスタマーにライフバンテージジャパンの公式パンフレット等の資料に定められているプログラムとは異なる、いかなる方法によりライフバンテージジャパンに参加するよう勧誘、要求または奨励してはなりません。独立コンサルタントは、既存の独立コンサルタント、独立コンサルタントの候補者やカスタマーに対して、独立コンサルタントやカスタマーになるためにライフバンテージジャパン公式の本契約や同意事項に定められている以外のいかなる契約や同意事項を実行するよう勧誘、要求または奨励してはなりません。同様に、独立コンサルタントは、他の既存の独立コンサルタントまたは独立コンサルタントの候補者に対して、それらの者がライフバンテージジャパンの報酬プラン等の資料による利益を得る条件として、本契約によって要求される以外の購入や支払を行うことを勧誘、要求または奨励してはなりません。

4.2 —法人

会社、有限責任会社、パートナーシップ、信託または現地のそれらに類似するものおよびその他の法人（以下総称して「法人」という。）がライフバンテージジャパンの独立コンサルタントとなるための申請を行う場合には、適切に記入された「法人登録申請書」に加え、履歴事項全部証明書などの公的証書、その他ライフバンテージジャパンが別途定める書面を沿えてライフバンテージジャパンに提出します。法人登録申請書を受け取った日から30日以内に全ての必要な文書をライフバンテージジャパンに提出しなければなりません。（この期間内に必要な文書が提出されない場合、法人登録申請は自動的に破棄されます。）独立コンサルタント資格は、状況に合った変更申請書とその申請に必要な公的証書を提出することにより、個人からパートナーシップ、法人、信託もしくは現地のそれらに類似するものへ、またはある種の事業体からその他のものへ、同じ紹介者のままステータスが変化する場合があります。独立コンサルタント登録申請は、該当する法人のすべての株主、パートナー、受託者、メンバーまたは所有者による署名、ライフバンテージジャパンが要求した公的な証書および法人登録申請書に署名がなければなりません。該当する事業体のメンバーは、ライフバンテージジャパンに対して、負担、債務またはその他の義務につき連帯して責任を負います。

4.3 —未成年

未成年者は、独立コンサルタントとなることはできません。独立コンサルタントは、独立コンサルタントとなるように未成年を勧誘することはできません。

4.4 —独立コンサルタント資格の制限

本セクション4.4に定める場合を除き、独立コンサルタントは、一つの独立コンサルタント資格でのみ、事業を行い、または個人事業主、パートナー、株主、受託者、メンバー、所有者もしくは受益者として、特定商取引に関する法律で認められた独立コンサルタント資格を有することができます。同じ世帯の個人は、二つ以上の独立コンサルタント登録を行うこと、またはその利益を有することはできません（セクション6.5「スタッキング（禁止事項の継続）」を参照）。「世帯」とは、同一の世帯主からなる集団で、同じ住所で同居するまたは事業を行う者と定義されます。報酬プランの完全性を維持するために、法律上の夫婦（以下、「配偶者」という。）のうち、ライフバンテージジャパンの別の独立コンサルタントとなることを希望する者は、同じ紹介者の下で登録手続きを行う必要があります。

配偶者の双方が独立コンサルタントとなった場合、配偶者の一方は他方のダウンラインに配置されます。

4.4.1 —親族または関係者の行為

独立コンサルタントたる個人の近親者が、その独立コンサルタントのビジネスに係わる本契約上のいずれかの条項に違反するような行為を行った場合、かかる行為は独立コンサルタントによる違反とみなされ、処分の対象となります。同様に、法人と何らかの関係を有する個人（以下「関係者」という。）が本契約に違反した場合、かかる行為はその法人による違反とみなされ、ライフバンテージジャパンは、当該法人に対する処分を行う場合もあります。

4.5 —独立コンサルタントの立場

独立コンサルタントはライフバンテージジャパンとは独立した立場にあり、ライフバンテージジャパンの従業員ではありません。さらに、独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンのフランチャイズではなく、かつライフバンテージジャパンからビジネスチャンスを購入した者ではありません。本契約は、ライフバンテージジャパンと独立コンサルタントの間に、雇用関係や代理関係、組合またはジョイントベンチャーを作り出すものではありません。ライフバンテージジャパンは、その裁量により、ライフバンテージ独立コンサルタント資格のいかなる変更を行う前にも公的証書を要求することができます。処理にはライフバンテージジャパンによる申請受理後30日間かかります。独立コンサルタントは、自らの業務上、または税務を目的として、従業員として取り扱われるものではありません。独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンの独立コンサルタントとしての活動の結果得た全ての収入に課される、いかなる租税公課をも自らの責任と負担で支払うものとします。独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンに代わってライフバンテージジャパンの名で契約を締結することはできません。各独立コンサルタントは、本契約および法令を遵守しながら、自分自身の事業として、販売目標、営業時間、および販売方法を自ら検討し、自らの責任で行動するものとします。

4.6 —紹介とダウンラインの配置

全ての活動中の優良な独立コンサルタントは、他の者をライフバンテージジャパンのプログラムへ紹介

することができます。独立コンサルタントの候補者は、自らの紹介者および直上位者を選択する最終的な権利を有しています。二つの独立コンサルタントが同じ新規の独立コンサルタントの紹介者となるよう主張する場合、会社は、受領した最初の申請が有効であるとみなします。独立コンサルタントは、セクション 4.7.4 直上位者の変更に従い、登録者の直上位者を変更することができます。

4.7 独立コンサルタント資格の変更

4.7.1 全般

各独立コンサルタントは、オンライン登録の内容に変更が生じた場合は、各独立コンサルタントは、かかる通知をライフバンテージジャパンに対して行うものとします。独立コンサルタントは、適切に署名、記入された「法人登録申請書」および適切な公的証書を提出することにより、既存のオンライン登録の変更を行うこと（即ち、個人事業主から独立コンサルタントが所有する法人への登録の変更）ができます。

4.7.2 共同申請者の追加

既存の独立コンサルタント資格に対して共同申請者（個人または法人）を追加する場合、署名、記入された「配偶者登録申請書」または「法人登録申請書」を要します。セクション 4.9（独立コンサルタント資格の譲渡に関して）の無効とならないよう、当初の申請者は、当初のオンライン登録の主な当事者として維持されなければなりません。当初の独立コンサルタントは、その法人登録を解消したい場合、「法人登録解除申請書」および閉鎖事項証明書をライフバンテージジャパンに提出しなければなりません。このプロセスに従わない場合、ライフバンテージジャパンは、当初の独立コンサルタントの脱退をもって、独立コンサルタント資格を解約することができます。すべての報酬は、当初の独立コンサルタントの銀行口座に振り込まれます。本セクション 4.7.2 の範囲内で認められる変更には、紹介者または直上位者の変更は含まれませんのでご注意ください。紹介者または直上位者の変更は、セクション 4.7.3 に定められています。法人登録申請と配偶者登録申請を同時に行うことはできません。また、法人登録または配偶者登録の申請処理が完了するには、「法人登録申請書」または「配偶者登録申請書」受理後 30 日間の期間を要します。

4.7.3 紹介者の変更

紹介者とは、新規独立コンサルタントまたはカスタマーをライフバンテージジャパンに登録する独立コンサルタントを意味します。販売組織の統合性を維持し、かつ独立コンサルタントの精力的な活動に報いるため、ライフバンテージジャパンは、紹介者または直上位者の変更を極力行わないことを推奨します。販売組織の統合性を維持することは、全独立コンサルタントと全販売組織の成功にとって必須です。したがって、ライフバンテージ独立コンサルタント資格を一紹介者から別の者へ変更することは原則認められません。変更申請は、その変更理由を記入した「紹介者変更申請書」をコンプライアンス部へ提出して行います。ライフバンテージジャパンは、独立コンサルタントが自己の紹介者を別の紹介者へ変更するよう求める申請に対して、これを完全に自由な裁量で変更することができます。変更が承認される場合、登録者 1 名につき 1 回の変更のみ認められます。紹介者の変更は、以下の二つの状況の場合にのみ検討されます：（1）紹介時の詐欺的な勧誘、または（2）倫理、または公序良俗に反するスポンサー行為。

4.7.3.1 変更が認められる場合

独立コンサルタントは、自己の紹介者または直上位者から自己に対する詐欺的な勧誘または公序良俗に反する行為があった場合、独立コンサルタントはその販売組織全体が影響を受けることなく自らの別の組織への変更を申請することができます。詐欺的な勧誘または公序良俗に反する行為があったか否かは、申請者の提出した資料およびライフバンテージジャパン独自の調査に基づき、状況に応じてライフバンテージジャパンの合理的な裁量により判断されるものとします。

4.7.3.2 変更申請

変更を求める独立コンサルタントは、完全に署名および記入された「紹介者変更申請書」を提出しなければなりません。複写またはファックスによる署名は認められません。紹介者の変更を申請する独立コンサルタントは、手続きとデータ処理のための所定の手数料をライフバンテージジャパンに支払わなければなりません。紹介者の変更を申請する独立コンサルタントは、自己の下に存在する販売組織中の全部または一部の独立コンサルタントについても紹介者の変更を希望する場合であっても、自らこれらの独立コンサルタントに代わって変更申請を行うことはできません。複数の独立コンサルタントが同時に紹介者の変更を申請しようとする場合は、各独立コンサルタントは、各自紹介者変更申請書入手し、適切に記入してライフバンテージジャパンに提出するとともに、各自が所定の手数料をライフバンテージジャパンに支払わなければなりません。（即ち、変更する独立コンサルタントおよびその販売組織の各独立コンサルタントを手数料で乗算した額が、ライフバンテージジャパンの組織へ移す費用となります。）ダウンラインに存在する独立コンサルタントは、本セクション 4.7.3.2 の要件がすべて満たされない限り、変更する独立コンサルタントとともに移動されることはありません。ライフバンテージジャパンは、「紹介者変更申請書」の提出を受けた場合、紹介者の変更について、ライフバンテージジャパンによりその可否の決定がなされ、処理が完了するまで、「紹介者変更申請書」のライフバンテージジャパンによる受理後 30 日間の期間を要します。

4.7.4 一直上位者の変更

直上位者とは、新規独立コンサルタントの登録の際に、その者の紹介者とその者を既存の独立コンサルタントの直下に配置した場合、その既存の直接的なアップラインとなる独立コンサルタントを指します。紹介時に特定の直上位者の下で配置されていない新規の登録者は、初期の段階から、その紹介者の第一レベルに配置されます。新規の独立コンサルタントは、登録の際に特定の直上位者のダウンラインに配置されず、かつ登録から 30 日が経っても直上位者が選択されない場合には、それぞれの紹介者の直接のダウンラインに配置されます。その後に直上位者を変更することを希望する独立コンサルタントは、自己の紹介者およびアップラインに存在する独立コンサルタントのうち直近の 9 名（自己のアップラインに存在する独立コンサルタントが 9 名に満たない場合はその全て）による承認を得た、適切に署名、記入した「直上位者変更申請書」をライフバンテージジャパンに提出するものとします。直上位者の変更を申請する独立コンサルタントは、手続およびデータ処理のための所定の手数料をライフバンテージジャパンに支払わなければなりません。直上位者の変更について、ライフバンテージジャパンによりその可否の決定がなされ、処理が完了するまで、ライフバンテージジャパンが「直上位者変更申請書」を受理した後 30 日間の期間を要します。過去一度でも 5000GSV を達成している場合は申請できません。また 2 回目の申請は受理されません。

4.7.5 一解約と再申請

独立コンサルタントは、自らの独立コンサルタント資格を任意解約し、暦月で満6か月間、無活動状態であることにより（即ち、ライフバンテージジャパン製品を再販するために購入しないこと、ライフバンテージジャパン製品を販売または紹介をしないこと、ライフバンテージジャパンのイベント行事に参加しないこと、その他のあらゆる独立コンサルタントの活動に参加しないこと、またはその他の独立コンサルタント登録を行わないこと）、販売組織を変更することができます。以前独立コンサルタントであった者は、無活動の状態を6か月間継続した後に、新規登録者として再度独立コンサルタントの登録を申請することができます。ライフバンテージジャパンは、特段の事情がある場合に限り、この6か月間の無活動の状態を経ずに再度の登録を承認する場合があります。独立コンサルタント資格を失った後6か月の無活動の状態を経ないで再度登録を申請する場合は、ライフバンテージジャパンに対し理由を明記した書面とともに申請を行ってください。ライフバンテージジャパンは、その独自の裁量により、再度の登録を認めるか否かを判断します。

4.8 一販売組織内でのロールアップ

独立コンサルタントがその資格を失った場合、かかる資格の喪失の日に、その独立コンサルタントの直下のダウンラインとして存在する各独立コンサルタントまたはカスタマーが、その独立コンサルタントに代わって、その独立コンサルタントの直上位者の直下のダウンラインとして移動します。直上位者（スポンサー）の系列内で1レベル上がり、コンプレッションされます。但し、紹介者の系図は、ロールアップされません。またボーナスによってはロールアップは適用されません。詳細は「報酬プラン」をご参照ください。

4.9 一独立コンサルタント資格の譲渡

独立コンサルタントとしての資格は、ライフバンテージジャパンが当該独立コンサルタントにのみ認められた個人の資格です。独立コンサルタントとしての資格の譲渡は、以下の全ての要件が満たされている場合に限り認められます。なお、原則名義譲渡をされた方が再度譲渡手続きによって独立コンサルタント資格をとり戻すことはできません。

- 1) 独立コンサルタントとしての資格を購入し、譲渡を受ける者は、現在独立コンサルタント、またはカスタマーではなく、かつ過去に独立コンサルタントであった場合には独立コンサルタントの資格喪失後6か月以上の、無活動の状態を経たものでなければなりません。（死亡および能力喪失による譲渡は除く）
- 2) 独立コンサルタントとしての資格の譲渡を承認するか否かは、ライフバンテージジャパンの独自の裁量において決定されます。
- 3) 譲渡を行う独立コンサルタントは、本契約に定めるいかなる条件にも違反していない状態でなければなりません。
- 4) 独立コンサルタント資格の譲渡の際には、ライフバンテージジャパンに対して事前に署名、記入された「名義譲渡申請書」、「公的な証書」を提出し、会社の承認を受けなければなりません。独立コンサルタントとしての資格の譲渡を行った場合でも、当該登録に基づく独立コンサルタントの販売組織上の位置は変更されません。
- 5) 独立コンサルタントとしての資格を譲渡した者は、かかる譲渡の日以降、6か月以上の無活動の状態を経なければ、再度独立コンサルタントまたはカスタマーの登録を申請することはできません。
- 6) 譲渡を受ける側の独立コンサルタントから、独立コンサルタント登録および新たに署名されたコンサルタント契約の譲渡を、適切な譲渡手数料の支払いをもって行います。また譲渡申請の処理が完

了するには、「名義譲渡申請書」の受理後30日の期間を要します。

4.10 一独立コンサルタントの解散等

独立コンサルタントは、夫婦が法人登録をして、独立コンサルタント資格を運用することもあります。婚姻関係が終了した時点または法人が解散した時点で、独立コンサルタント資格のアップラインまたはダウンラインに存在するその他の独立コンサルタントの利益および収益へ悪影響を与えないように当該法人の分離または分割を確実に行うために取り決めを行わなければなりません。分離する当事者らが、他の独立コンサルタントおよび会社の最大利益を提供できない場合、ライフバンテージジャパンは、本契約を強制的に且つ直ちに解約し、セクション4.8に従い独立コンサルタント資格および自らの販売組織全体をロールアップすることができます。但し、紹介者の系図は、ロールアップされません。またボーナスによってはロールアップは適用されません。詳細は「報酬プラン」をご参照ください。

いかなる場合も、離婚もしくは別居する配偶者または解散する法人のダウンラインは、離婚または別居する当事者らの申請または意図に基づき分割されません。同様に、いかなる場合も、ライフバンテージジャパンは、離婚もしくは別居する配偶者または解散する法人のメンバーの間で、報酬を分割することはありません。ライフバンテージジャパンは、一つのダウンライン、一つの独立コンサルタント資格のみを認め、ボーナス振込については、独立コンサルタント資格を認められた個人または法人の口座のみに行います。離婚または解散手続きの当事者らが独立コンサルタント登録の報酬および所有権の処分に対する紛争を解決することができない場合、その報酬は、当該アカウントの主なメンバーに対して支払われ続けます。当該アカウントの主なメンバーに変更がある場合、必要な書面をライフバンテージジャパンへ提出します。

元配偶者または元関係者は、当初の独立コンサルタント登録のすべての権利を完全に放棄した場合、その後、セクション4.7.5に定める待機期間の要件を満たした場合に限り、自ら選択する紹介者に基づき自由に登録することができます。但し、かかる場合、元配偶者またはパートナーは、その元の組織のいかなるダウンラインに対しても一切の権利も有しません。元配偶者またはパートナーは、その他の新たな独立コンサルタントが行うと同様に新たな販売組織を構築しなければなりません。

4.11 一承継

独立コンサルタントの死亡または能力喪失時、その独立コンサルタント登録は、相続人へ承継させることができます。当該譲渡が適切となるよう、会社に対して適切な法的文書を提出しなければなりません。したがって、独立コンサルタントは、遺言またはその他の遺贈証書の作成において支援を得よう司法書士、行政書士、弁護士など法律専門の方へ相談することをお勧めします。ライフバンテージジャパンのアカウントが遺言またはその他の遺贈プロセスにより譲渡される場合、法律上の利益承継人は、死亡した独立コンサルタントの販売組織のすべてのリポート、ボーナスおよびコミッション（報酬）（セクション12に定義）に対する権利を取得します。但し、以下の条件が満たされた場合に限ります。利益承継人は、以下を行わなければなりません。

- 1) 「名義譲渡申請書」の署名。
- 2) 本契約の条件の遵守。
- 3) 死亡した独立コンサルタントの資格に係るすべての条件の充足。
- 4) 本セクション4.11に従い譲渡される独立コンサルタント資格の報酬が、法律上の利益承継人に対して、連帯して単一の支払いが行われること。かかる承継人は、ライフバンテージジャパンに対して、すべての報酬が入金される金融機関の口座情報を提供しなければなりません。
- 5) 独立コンサルタント資格が複数の法律上の利益承継人に対して遺贈される場合、それらは、法人を

設立して、日本国の納税者識別番号を取得しなければなりません。ライフバンテージジャパンは、すべての報酬ならびに所要の書式を発行します。

4.12 ー独立コンサルタントの死亡による譲渡

独立コンサルタント登録の遺贈による譲渡を有効とするために、利益承継人は、ライフバンテージジャパンに対して以下を提供しなければなりません。

- 1) 戸籍謄本や死亡証明書の写しなどの公的証明書。
 - 2) 承継人に対して独立コンサルタント資格の承継を確定する遺言またはその他の証書の公証された写し。
 - 3) 必要事項を記入し、署名された「名義譲渡申請書」。
- 利益承継人が既に独立コンサルタントの場合、会社は、当該利益承継人からの書面による申請をもって、世帯当たり 1 つの独立コンサルタント資格の原則の例外を認める場合もあります。

4.13 ー独立コンサルタントの能力喪失による譲渡

能力喪失に起因する独立コンサルタント資格の譲渡を実施するために、法的に任命された代表者は、ライフバンテージジャパンに対して以下を提供しなければなりません：(1) 受託者またはその他の法的に任命された代表者任命の公証された書面の写し、(2) 受託者に対して独立コンサルタント資格管理の権利を証明する、信託文書またはその他の文書の公証された写し、および (3) 受託者が署名し、記載事項がすべて記入された「名義譲渡申請書」。

利益代表者が既に独立コンサルタントの場合、会社は当該利益代表者からの書面による申請をもって、世帯当たり 1 件の独立コンサルタント資格の原則の例外を認める場合もあります。

4.14 ー誤りまたは疑問

独立コンサルタントは、手数料もしくはボーナス等の報酬、ダウンライン活動レポート（セクション 7.1 を参照）、クレジットカードへの課金その他について疑問が生じた場合、または誤りが生じたと思われる場合には、当該事象の発生から 60 日以内に、ライフバンテージジャパンに対し書面にて通知しなければなりません。ライフバンテージジャパンは、かかる期間内にライフバンテージジャパンに通知されなかったいかなる誤り、遺漏、問題についても責任を負いません。

セクション 5 ー独立コンサルタントの責任

5.1 ー名義、住所、電話またはメールアドレスの変更

製品、サポート資料ならびに報酬を確実に引き渡すために、ライフバンテージジャパンの登録データが最新のものであることが非常に重要です。結婚などで名前が変更された場合、ライフバンテージジャパンへ署名された「登録名変更申請書」を提出します。また、登録住所は住民票に記載されている現住所である必要があります。転居などで登録情報に係わる変更を予定している独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンのカスタマーサポート部に対して、すべてのアカウント所有者の署名、登録住所、納品先住所、電話番号またはメールアドレス、報酬の振込み先など変更内容を記入した「変更依頼書」を提出します。複数の変更届出がライフバンテージジャパンに提出された場合、最新のものが適用されます。住所、電話番号またはメールアドレスの変更には、ライフバンテージジャパンが届出を受理した

後 30 日間の期間を要します。

5.2 ー継続的発展の義務

5.2.1 ー継続的なトレーニング

新規独立コンサルタントの紹介に成功している独立コンサルタント（以下、「紹介者」）は、自らのダウンラインに存在する独立コンサルタントが適切に独立コンサルタントとしての業務を遂行できるよう、適切かつ公平な支援とトレーニング（ライフバンテージジャパン製品の知識、効果的な販売テクニック、ライフバンテージジャパン報酬プランおよび本規約の遵守の奨励を含むが、これらに制限されない。）を提供し、かつ自らのダウンラインに存在する独立コンサルタントと、継続的な連絡（ニュースレター、書面による連絡、面談、電話連絡、ボイスメール、電子メール、ライフバンテージジャパンのミーティングへの同行、トレーニングセッションおよびその他行事を含むが、これらに制限されない。）を維持します。成功している新規登録者のアップラインに位置する独立コンサルタント（以下「直上位者」という）は、ライフバンテージジャパンの製品知識、効果的な販売技術、ライフバンテージジャパン報酬プランならびに会社の方針および手続きの遵守に関して、新規独立コンサルタントを刺激し、それに対するトレーニングも行います。しかし、上記の支援、トレーニングおよび連絡は、（ダウンライン組織における独立コンサルタントの発展に関する）セクション 8.1 に違反するものであってはなりません。独立コンサルタントは、自己のダウンラインに存在する独立コンサルタントが違法または不適切な行為に及ばないようにしなければなりません。ライフバンテージジャパンの要求があった場合、各独立コンサルタントはライフバンテージジャパンに対し、本条の義務を履行していることを示す文書を提出しなければなりません。

5.2.2 ー更なるトレーニングの責任

様々なレベルのリーダーシップを通じて独立コンサルタントが進歩するにつれ、販売技術、製品知識およびライフバンテージジャパンのプログラムの理解の経験が豊富になります。また、独立コンサルタントは、随時、その組織内で、経験の浅い者に対して、知識を共有するよう要求される場合もあります。

5.2.3 ー継続的な営業の責任

達成レベルにかかわらず、成功する独立コンサルタントは、独立コンサルタントではない、既存の小売顧客およびカスタマーに対するアフターサービスならびに販売を通じて、新規、既存を問わず、あらゆる小売顧客およびカスタマーに対し、継続的にかつ個人的に販売を促進するよう努めるものとします。

5.3 ー誹謗中傷の禁止

ライフバンテージジャパンは、高品質な製品およびサービスを社会に提供することを願っています。したがって、ライフバンテージジャパンは独立コンサルタントからの建設的な批判やコメントを尊重します。かかるコメントはすべて、カスタマーサポート部に対して書面で提出する必要があります。しかし、独立コンサルタントは、ライフバンテージ、ライフバンテージジャパン、他の独立コンサルタント、カスタマー、製品、報酬プラン、取締役、役員、または従業員を誹謗し、中傷し、または品位を落とす言動をしてはなりません。

5.4 ―申請者への文書の提供

紹介者は、独立コンサルタントとなる登録を検討している個人に対し、その者がオンライン登録をする前に、製品、報酬プランを含む概要書面として作成されたあらゆる書面およびその他法令により求められる書面を適切に提供しなければなりません。最新版の本規約は、契約書面の一部として提供され、ライフバンテージジャパンウェブサイトおよびバックオフィスにも掲載されています。

5.5 ―本規約違反の報告

独立コンサルタントが、他の独立コンサルタントの本規約に対する違反に気づいた場合、ライフバンテージジャパンのコンプライアンス部宛に直接書面にて違反の事実を報告しなければなりません。かかる報告書には、報告者が知る範囲において、事件の詳細（違反の時期や違反の回数、違反に関係した者および違反の証拠を含むが、これらに制限されない。）が記載されなければなりません。

5.6 ―会社への主張

いかなる場合であっても独立コンサルタントが会社に対して優位である、もしくは特権を有している、またはその他すべての独立コンサルタントが持つ同じ義務および要件から何らかの方法で免除されていると主張または示唆することはできません。

セクション 6 ―利害の対立

当社との書面による別段の合意がない限り、独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパン以外の直接販売、ネットワーク販売または複数の販売ベンチャー（以下、総称して「ネットワークビジネス」とする。）に参加することができ、かつ、ライフバンテージジャパンの製品やサービス以外の製品およびサービスの販売活動に従事することができます。独立コンサルタントが他のネットワークビジネスへの参加を希望する場合、利害や規約に関する義務の対立を避けるため、独立コンサルタントは以下の事項を遵守しなければなりません。

6.1 ―勧誘およびリクルートの禁止

6.1.1 ―同時リクルートの禁止

独立コンサルタントは、本契約の期間中に、法によって許容される最大限の範囲まで、他のネットワークビジネスのために他のライフバンテージ独立コンサルタントを直接的または間接的にリクルートすること（以下「競合活動」といいます。）はできません。

6.1.2 ―契約解除後のリクルートの禁止

元独立コンサルタントは、独立コンサルタントビジネスの終了後2年間は、自主的か強制的かに関わらず、また、解約または解除の理由を問わず、競合活動のためにライフバンテージ独立コンサルタントをクロスリクルートすることはできません。また、競合活動は、日本のみならず世界中に分散した独立契約者のネットワークを介して行われることが多く、一般的にはインターネットや電話を介してビジネスが行われているため、本勧誘禁止条項の地理的範囲を人為的に制限しようとしても、その効果は皆無となります。したがって独立コンサルタントは、かかる制限が適用された時点で、本勧誘禁止条項が、

ライフバンテージがビジネスを展開しているすべての国に適用されることに同意します。独立コンサルタントは、本条項に適用される地理的範囲が合理的であることに同意し、さらに、その地理的範囲の広さに基づいて本勧誘禁止条項が無効になる、または無効になりうるという主張または抗弁を放棄します。両当事者が意図するところは、本条項を最大限可能な範囲まで執行することです。また、管轄権を有する裁判所が本条項の一部の執行が不可能であると判断した場合には、法によって許容される最大限の範囲までその効力が発揮されるように、本条項を改訂することができることに同意します。

6.1.3 ―同時クロスプロモーションの禁止

契約期間中、独立コンサルタントがライフバンテージのビジネス活動を利用して、他社のビジネスチャンスや、競合する他社製品を宣伝したり、それらを他のライフバンテージ独立コンサルタントに提供したりすることは、かかるビジネスチャンスや製品がネットワークマーケティングビジネスに関連するものか否かを問わず、禁止されています。独立コンサルタントは特に以下のことを絶対に行ってはなりません。

- 1) ライフバンテージの独立コンサルタントやカスタマーをリクルートするために独立コンサルタントまたは第三者が使用する書類、電子文書、電子メディアなど、あらゆる種類のプロモーション資料を、他者のビジネスチャンスのために作成、提供、または譲渡すること
- 2) ライフバンテージの独立コンサルタントやカスタマーに対し、競合する他社製品やサービスの販売、販売の申し出、または宣伝を行うこと（ライフバンテージが用いる一般的な製品カテゴリに属するあらゆる製品が競合製品と見なされます。例えば栄養補助食品やパーソナルケア製品は、たとえ価格や品質、成分、栄養素が異なっても、ライフバンテージの栄養補助食品やパーソナルケア製品の競合製品と見なされます。）
- 3) ライフバンテージの製品や報酬プランを、他社の製品、サービス、ビジネスプラン、ビジネスチャンス、またはインセンティブと併せて提供または宣伝すること
- 4) ライフバンテージの会議、セミナー、ローンチ、コンベンションといったライフバンテージ関連イベントにて、またはその直後に、他社の製品、サービス、ビジネスプラン、ビジネスチャンス、またはインセンティブを提供すること

独立コンサルタントが、ライフバンテージと競合しない他者の製品やサービスを宣伝または提供する場合、かかる宣伝は、ライフバンテージの製品やサービスの宣伝とは独立して行わなければなりません。

6.1.4 ―救済措置

各独立コンサルタントは、本6.1項のいずれかの部分に違反した場合、ライフバンテージは回復不可能な損害を負い、その損害の全範囲を算定することが難しくなることを認識します。したがって、独立コンサルタントは、本項の違反を防止し、禁じるために、ライフバンテージジャパンが、独立コンサルタントとその協力者に対し、救済として、一時的、暫定的、または恒久的な差止めを即時に求める権利を有することに同意します。この救済は、本契約に定める懲戒処分や独立コンサルタントの違反によって生じた損害の回復を含む、ライフバンテージジャパンが権利を有するその他の法的救済に追加されるものです。本第6.1項の規定は、本契約の解除後も存続するものとします。

6.2 ―他のネットワークビジネスに対する販売

ライフバンテージジャパンは独立コンサルタントに対して、他のネットワークビジネスの独立コンサルタントをターゲットとしてライフバンテージジャパン製品を販売する、または独立コンサルタントとなることを奨励しておらず、かつ、他のネットワークビジネスの独立コンサルタントに、それらの者と第

三者との契約に違反するよう勧誘することを奨励していません。

6.3 クロススポンサー

クロススポンサー行為を行うこと、またその計画は厳格に禁じられています。「クロススポンサー行為」とは、すでに独立コンサルタント登録申請を行っている、または過去6か月以内に独立コンサルタントであったことがある個人または法人が、異なるラインの紹介者の下で登録することを意味します。本条に対する違反を回避するために、配偶者もしくは親戚の氏名、名称、通称、商号、屋号、信託、または偽造したID番号を使用することは、厳格に禁じられています。独立コンサルタントは、別の独立コンサルタントを自らの販売組織の一員となるよう勧誘する目的で、他の独立コンサルタントの品位を落としめ、評判を傷つけ、または名誉を毀損してはならないものとします。本条の定めは、セクション4.9に従って独立コンサルタント資格を譲渡することを禁止するものではありません。独立コンサルタントは、自己または第三者によるクロススポンサー行為が発覚した場合、直ちにライフバンテージジャパンに知らせなければなりません。ライフバンテージジャパンは、クロススポンサー行為を推奨しまたはこれに参加した独立コンサルタントまたは組織を変更した独立コンサルタントに対し、本契約違反による処分を行う場合があります。また、ライフバンテージジャパンは、ライフバンテージジャパンが適切かつ実行可能であると判断した場合には、本条に対する違反のあった独立コンサルタントのダウンラインの全部または一部を、ライフバンテージジャパンの単独の裁量に基づき、元の独立コンサルタントのダウンラインに移動させることができますが、かかる移動をさせる義務を負うものではありません。但し、ライフバンテージジャパンは、クロススポンサー行為を行った独立コンサルタントのダウンラインに位置する組織を移動する義務を負わず、当該組織の最終処分は、ライフバンテージジャパンの単独の裁量の範囲となります。独立コンサルタントは、自己または第三者のクロススポンサー行為に起因してライフバンテージジャパンが独立コンサルタントの配置を変更することについては、ライフバンテージジャパンに対して損害賠償請求その他何らの請求も行わないものとします。

6.4 申請または注文の保留

独立コンサルタントは、新規の独立コンサルタント登録申請およびライフバンテージジャパン製品の注文を操作してはいけません。全ての独立コンサルタント契約および製品注文は、独立コンサルタントが同意した時点またはカスタマーが注文した時点から、それぞれ48時間以内にライフバンテージジャパンに送信される必要があります。(セクション6.5 スタッキング (禁止事項の継続) を参照)。

6.5 スタッキング (禁止事項の継続)

「スタッキング (禁止事項の継続)」は、厳格に禁じられています。スタッキング (禁止事項の継続) とは以下のことを意味します。(1) 独立コンサルタントへの新規登録の同意後、当該申請を意思確認後2営業日を超えてもライフバンテージジャパンに送信せず留めておくこと (セクション6.4 を参照)、(2) 配偶者または同居の親族に既に独立コンサルタントが存在する場合に発生する独立コンサルタント登録申請の制限への違反 (セクション4.4 を参照)、および (3) 実在しない個人または法人の名義での独立コンサルタント、カスタマーの登録申請を行うこと (セクション10.4「ボーナス買いの禁止」を参照)。

セクション7 独立コンサルタントのコミュニケーションおよび守秘義務

7.1 ダウンライン活動 (系図レポート)

独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンの公式ウェブサイトにて、ダウンライン活動に関するレポートである「ダウンラインの詳細」と「組織マップ」(以下、「ダウンライン活動レポート」とする。)にアクセスし、閲覧することができます。独立コンサルタントによる自己のダウンライン活動レポートへのアクセスは、パスワードで保護されています。全てのダウンライン活動レポートおよびそれに含まれる情報は、守秘義務の対象となるものであって、ライフバンテージジャパン固有の情報であり、かつ事業取引および所有財産の秘密とみなされ、かつかかる情報についてはライフバンテージジャパンが排他的に権利を有しています。ダウンライン活動レポートは、独立コンサルタントに対し、独立コンサルタントが守秘義務を完全に遵守することを条件として提供されます。また、独立コンサルタントは、ダウンライン活動レポートを、自らの独立コンサルタントとしての事業を発展させるために、それぞれのダウンライン組織と協働する目的でのみ閲覧することができます。独立コンサルタントは、自らのダウンライン活動レポートを、自己および自己のダウンラインである独立コンサルタントの事業活動の支援、動機付け、トレーニングおよび小売顧客とカスタマーに対するサポートの目的のために使用するものとします。独立コンサルタントおよびライフバンテージジャパンは、この秘密保持および非開示の合意がなければライフバンテージジャパンが独立コンサルタントに対してダウンライン活動レポートを提供しないことを確認し、同意します。

独立コンサルタントは、自分自身、パートナー等の関係者、組合や協会、会社等のいかなる団体、またはその他いかなる者のためにも、以下の行為を行ってはならないものとします。

- 1) ダウンライン活動レポートに含まれる情報を直接または間接的に第三者に開示すること。
- 2) ダウンライン活動レポートに含まれるパスワードまたはアクセスコードを直接または間接的に第三者に開示すること。
- 3) ライフバンテージジャパンと競合する目的、または自己の独立コンサルタントとしての事業活動を促進させる以外の目的で情報を使用すること。
- 4) ダウンライン活動レポートに記載されているライフバンテージジャパンの独立コンサルタント、カスタマーに対し勧誘を行うこと、またはいかなる方法であっても、他の独立コンサルタント、カスタマーに対し、彼らのライフバンテージジャパンとの関係を変えさせるように影響を与えたり誘導したりしようとする。
- 5) パートナー等の関係者、組合や協会、その他いかなる人や団体に対してダウンライン活動レポートに記載されているあらゆる情報を使用するまたは開示すること。ライフバンテージジャパンの請求がある場合、独立コンサルタントは、ダウンライン活動レポートの原本および全てのコピーを当該ライフバンテージジャパンに返還する義務を負います。本条の独立コンサルタントの義務は、本契約終了後も有効に存続するものとします。
- 6) リバースエンジニアリング、キーストロークの監視またはその他の手段でダウンライン活動レポートおよびそのデータにアクセスしようとする独立コンサルタントまたは第三者はこれら本規約に違反しているものとします。

7.2 コミュニケーションオプトイン

独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンまたはライフバンテージジャパンの代理を務める関係者が独立コンサルタントに対して随時、ライフバンテージジャパンのビジネスに関して、自動発信機

能付の電話（例えば、オートダイヤラーもしくは録音されたメッセージ）、テキストメッセージまたは電子メールまたはその他の方法によりメッセージを送ることがあることを認め、同意するものとします。独立コンサルタントは、自らが提供したまたは更新された電話番号または電子メールアドレスに宛てて、ライフバンテージジャパンがこの方法で独立コンサルタントへ連絡することを承諾し、同意します。独立コンサルタントは、1）自らの通信事業者の基本料金が電話およびテキストメッセージに適用されること、2）「停止する（STOP）」の返信を行うことにより、いかなる時点でもテキストメッセージの受領をオプトアウトすることができること、3）自らの承諾が購入条件ではないことを了解します。独立コンサルタントは、オンライン登録をすることで、ライフバンテージジャパンのプライバシー（個人情報）に係る方針を承諾し、同意します。

セクション 8 — 広告

8.1 — 全般

独立コンサルタントは、社会的信用を高め、ライフバンテージジャパンおよびライフバンテージジャパン製品のブランドを確立させるものとします。ライフバンテージジャパン、ライフバンテージジャパンのビジネスチャンス、報酬プランおよびライフバンテージジャパンの製品の宣伝が公共の利益に一致するよう、独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンおよびライフバンテージジャパン製品のブランドをおとしめるような方法で、ライフバンテージジャパンもしくはライフバンテージジャパン製品を広告し、またはライフバンテージジャパン製品を販売してはなりません。独立コンサルタントは、いかなる非礼な行為または誹謗中傷、詐欺的行為、誤解を招く行為、その他一切の非倫理的または非道徳的な行為を行ってはなりません。すべての独立コンサルタントには、ライフバンテージジャパンが制作する販売のための販促資料、商材等を使用することを奨励しています。ライフバンテージジャパンに関するプレゼンテーションが公平で、信頼でき、かつ有益なものであるよう、さらに、広範囲にわたりがつ複雑な法令の定めを遵守するよう製品や製品ラベル、報酬プランや販促資料を注意深くデザイン、制作しています。

独立コンサルタントは、（ライフバンテージジャパン報酬プランで定義されている）マネージング コンサルタント 1 以上のランクに達しており、十分な経験を積んでいる場合、またはマネージング コンサルタント 1 以上のランクに達していないが、その組織内にエグゼクティブコンサルタント 1 以上の者がおり、その者が当該独立コンサルタントをサポートし、その行動に対して責任を負うことに書面で同意している場合においては、特定の条件の下で補足的なマーケティング資料を作成することができます。種類の媒体の如何にかかわらず、補足的な販売資料（広告、ちらし、パンフレット、CD、オーディオ録音、ポスターまたはバナーを含むがこれらに制限されない。）を制作する場合であっても、当該独立コンサルタントは、これらを使用し、または公開する前に、ライフバンテージジャパンのコンプライアンス部にこれらを提出し、事前にライフバンテージジャパンの承認を受けなければなりません。かかる販売資料をライフバンテージジャパンへ提出する場合、独立コンサルタントは、当該販売資料を、ライフバンテージジャパンのコンプライアンス部までファックス（03-6893-3181）する、または電子メール（jpccompliance@lifevantage.com）送信する方法により提出を行うことができます。ライフバンテージジャパンが補足的な販売資料の使用を明確に承認する旨記載した書面を独立コンサルタントに明確に交付しない限り、かかる販売資料の使用は拒否されたものとみなされます。また、ライフバンテージジャパンはその単独の自由な裁量により、以前に承認を与えたことのある資料を含むいかなる販売資料についても、使用を拒否し、またはライフバンテージジャパンの指示する変更または編集を行うことを条件に使用を承認する権利を留保します。独立コンサルタントは、これらの販売資料を譲渡する場合、無償

で譲り渡さなければならず、これらを有償で販売してはなりません。

さらにライフバンテージジャパンは、いかなる補足的な販売ツール、販促資料、広告宣伝、その他いかなる印刷物についても、一度与えた承認を、随時、何らの責任を負うことなしに一方的に撤回し、無効にする権利を留保するものとし、独立コンサルタントは、かかる撤回に関して生じる全ての損害を自ら負担し、当該損害についてライフバンテージジャパンに損害賠償請求をすることはできないものとします。

エグゼクティブコンサルタント 1 以上のランクに到達し、十分な経験を有する独立コンサルタントが自ら執筆もしくは作成した書類または販売資料についてライフバンテージジャパンのコンプライアンス部の承認を得た場合であっても、当該独立コンサルタントは、当該書類もしくは販売資料が「ライフバンテージジャパンの（コンプライアンスの）承認を得た」または「適法であると認められた」と主張することはできません。これらのコンプライアンス方針はライフバンテージジャパンの長期的な安定およびあらゆる人の機会の維持に不可欠であることから、これらの方針の違反は厳しく処分されることになります。何らかの種類の補助的な販売資料の承認を得ない場合、またはいずれか資料の方針を実施しない場合は、以下を含むがこれに制限されない、セクション 14.1 に定めるいずれかの処分を受けることがあります：

- 1) 正式の警告文の発出
- 2) ボーナスの支払の停止
- 3) 独立コンサルタントとしての本契約の終了
- 4) 法的手続の開始

8.2 — 商標と著作権

独立コンサルタントは、事前にライフバンテージジャパンの書面による許可を受けない限り、ライフバンテージジャパンの会社名、トレードマーク、デザイン、シンボル等を使用しません。事例として、「LifeVantage」、「ライフバンテージ」、「LifeVantage Japan」、「ライフバンテージジャパン」、「Protandim」、「プロタンディム」、「TrueScience」、「トゥルーサイエンス」、「AXIO」、「アクシオ」、「The Nrf2 Synergizer」、「Nrf2 シナジャイザー」、「NRF1 Synergizer」、「NRF1 シナジャイザー」、「NAD Synergizer」、「NAD シナジャイザー」、「LFVN」、その他ライフバンテージジャパンのあらゆる商号、商標、標章またはロゴ、ならびにその他ライフバンテージジャパンと関係のあるいかなる語句も、インターネットドメイン名、インターネットアドワード（セクション 8.5.17 — スポンサー付きリンク、ペーパークリック（PPC）広告と有料検索を参照。）ソーシャルページまたはブログ、メールアドレス、ユーザー名、チーム名、電話番号またはその他種類の如何を問わず、ライフバンテージジャパンのものであると誤解させるような住所、肩書、オンラインのハンドル名も使用してはならず、かつ使用を企図してもなりません。独立コンサルタントは、事前に書面によりライフバンテージジャパンの許可を得ることなく、販売または配布のためにライフバンテージジャパンのイベントやスピーチの録音または録画を作成することはできません。独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンが制作したオーディオやデジタルメディアによるプレゼンテーションを販売またはその他の使用のために複製することはできません。

「ライフバンテージ」、「ライフバンテージジャパン」という名称、「Protandim」、「プロタンディム」およびライフバンテージジャパンが採用するその他の名称は、会社の専有の商号、商標およびサービスマークの事例です。そのように、これらのマークは、ライフバンテージジャパンにとって大きな価値があり、明示的に許可された方法でのみ使用するよう、独立コンサルタントに対して提供されます。独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンにより製造されたものでない製品、サービスに、ライフバンテ

ジジャパンの商号、商標、標章またはロゴを使用してはなりません。独立コンサルタントは、いかなる広告媒体においても、以下の通り、自己の氏名または名称の下部において、自らを「ライフバンテージジャパン独立コンサルタント」であると記載しなければなりません。

独立コンサルタントの名称
ライフバンテージジャパン独立コンサルタント

いかなる独立コンサルタントも、ライフバンテージジャパンの商号またはロゴを使った広告を掲載、使用または表示してはなりません。独立コンサルタントは、「ライフバンテージジャパンです」、「ライフバンテージジャパン社です」、またはその他通話の相手方に対し、ライフバンテージジャパンと電話をしているのだと思わせるような名乗り方で電話をかけ、または電話に出てはなりません。同様に、独立コンサルタントは、権利者の事前の書面による同意なしに、独立コンサルタントとしての事業活動のために、第三者の氏名もしくは名称、商標、デザインまたはロゴを使用してはなりません。

8.3 — 認定されていない請求と行為

8.3.1 — 補償

独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンの公式資料の中に明らかに記載されていないライフバンテージジャパン製品および報酬プランに関する、口頭と文書による全ての自己の発言について自ら責任を負うものとします。独立コンサルタントは、ライフバンテージおよびライフバンテージジャパンの取締役、役員、従業員および代理店が、当該独立コンサルタントの認められていない行動や発言に起因して被った一切の損害および責任（告発、民事罰、払い戻し、弁護士費用および裁判費用ならびに逸失利益を含むがこれらに制限されない。）を補償し、これらの者に累を及ぼさないものとします。この条項は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

8.3.2 — 製品の説明

独立コンサルタントは、たとえ個人的にライフバンテージジャパン製品を推薦する場合であっても、ライフバンテージジャパンが公式に作成し独立コンサルタントに使用させるために交付した資料に記載された内容を除き、ライフバンテージジャパンのいかなる製品の医療的、治療的、有益な特性その他内容の如何に関わらず、ライフバンテージジャパン製品に関する何らの説明もすることはできません。特に、独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパン製品が、病気の兆候、疾患または症状の治療、治療、診断、緩和または予防に有益であるとの説明を一切行ってはなりません。そのような説明は、ライフバンテージジャパンの方針に違反するだけでなく、医薬品医療機器等法、健康増進法のような国の法律や地方の条例や通達等の如何を問わずあらゆる適用される法令に違反します。

独立コンサルタントは、いかなる媒体であれ、個人的な体験に基づくライフバンテージジャパン製品の推薦を行う際には、ライフバンテージジャパンとの関係、即ち、「ライフバンテージジャパンの独立コンサルタント」であることを必ず告げて、法律に沿った内容で、かつ、自らの体験は必ずしも典型的な体験とは限らないことを言い添えてください。

8.3.3 — 収入の説明

すべての独立コンサルタントに十分な情報が提供され、ライフバンテージの独立コンサルタントであることに関連した収入機会に関する現実的な期待があることが重要です。したがって独立コンサルタントは、いかなる種類の所得保証を含め、虚偽または誤解を招く収入の機会に関して、具体的または黙示的にいかなる説明も行わないことが重要です。

ライフスタイルの説明については以下の条件が満たされている場合に限り、そのような説明をすることができます。

- 1) 収入に関する主張は正確であり、誤解を招くものであってはなりません。つまり、獲得可能な収入に関する情報には、収入機会や収入保証に関する（たとえ真実であっても）不適切、虚偽、欺瞞的、誤解を招く主張が、明示的または暗示的に含まれてはなりません。
- 2) 情報は、その経験と実際の報酬水準に基づいているか、または会社のサポート資料の情報と一致していなければなりません。

報酬プランの運用を説明するために数学的予測にのみに基づいている仮説の所得の例を使用して相手を独立コンサルタント候補とすることは可能かもしれませんが、そのような仮説を使用している独立コンサルタントは、独立コンサルタント見込者に明確にそのような収入は仮説的であると見透かされてしまうでしょう。

当該情報は実際の経験や収入レベルに基づいているか、当社のサポート資料と一致していなければなりません。報酬プランの運用を独立コンサルタント候補に説明する際には、数学的予測に基づいた仮定の収入例を提供することができますが、その場合、かかる仮定の収入が仮説に過ぎないことを明確にし、さらにライフバンテージの収入開示書も提示する必要があります。

8.3.4 — 著名人の氏名その他類似したものの使用

独立コンサルタントは、事前に書面にてライフバンテージジャパンの承認を受けずに、ライフバンテージジャパンと関連させて著名人の氏名や写真、その他それに類似したものを公開、使用、複製、改変、公衆送信または頒布してはなりません。

8.3.5 — 科学諮問委員会またはその他外部の専門家との交流

ライフバンテージジャパンは、その秀でた科学者、ならびにマーケティング、広告、ビジネスおよび法律の専門家との特別な関係によって、市場において独自の位置を有しています。すべての独立コンサルタントおよび会社の利益のためそれらの関係を維持するよう、独立コンサルタントは、(1) ライフバンテージジャパンの広告の方針を厳守しなければならない、かつ、(2) ライフバンテージジャパンから事前に書面にて同意を得ている場合以外、ライフバンテージジャパンの取締役、科学諮問委員会、その他ライフバンテージジャパンが諮問している専門家、外部の専門家あるいはライフバンテージジャパンのアドバイザーと接触は控えます。

8.3.6 — 政府の承認または推奨

政府の規制当局は、いかなる直接販売（訪問販売）やネットワークビジネス主宰会社やそのプログラムを特別に承認もしくは推奨しません。したがって独立コンサルタントはライフバンテージジャパンまたはライフバンテージジャパンの報酬プランが、「承認された」、「推奨された」または「他の政府機関により認可された」などと表現をしたり暗示してはなりません。そのようなことを伝えた場合、特定商取引に関する法律で規制されている「不実の告知」に抵触することになります。

8.4 — マスメディア

8.4.1 — マスメディアを使っの販促の禁止

本契約中で別途明示的に認められている場合を除き、独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパン製品販売やビジネスチャンスの促進のために、いかなる形でもメディアやその他マスメディアを通じてた広告を利用することはできません。テレビのニュースストーリーや販促番組、ニュース放送、エンターテインメントショー、インターネット広告等が含まれます。独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパン製品の販売促進を、個人的な交流または本契約にしたがって使用が認められ、ライフバンテージジャパンまたは独立コンサルタントにより配布された資料のみを使って行うことができます。独立コンサルタントは、その種類の広告を認める管轄において、一般的なビジネスチャンスの広告を出すことができます。但し、会社の方針および手続きに従い、且つ適用法に遵守する場合に限ります。

8.4.2 — メディアインタビュー

独立コンサルタントは、会社から書面による具体的な許可を受けている場合を除き、メディアのインタビュー、出版物の記事、ニュースレポート、プレスリリースもしくはその他の公開情報、取引または産業情報を通じて製品またはビジネスチャンスの宣伝を行うことはできません。これには、個人、有料会員または「非公開グループ」の出版物が含まれます。独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンの代わりにマスメディアで発言してはならず、かつ、自らがライフバンテージジャパンの代わりに発言する承認を受けているという表現を行ってはなりません。マスメディアからの接触または問い合わせは、回答することなく全て直ちにライフバンテージジャパンのマーケティング部にぞ照会ください。

8.5 — インターネット

8.5.1 — 全般

本契約に定める方針および手続きの遵守にかかわらず、すべての独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンに関連して自ら行う投稿その他全てのオンラインでの活動に対して自ら単独で責任を負うものとします。したがって、ライフバンテージ独立コンサルタントがブログまたはソーシャルメディアのサイトを所有していないとしても、独立コンサルタントは第三者のウェブサイトに対する自らの投稿に関して責任を負い、その行為に対する処分を受けることに同意します。

独立コンサルタントは、特定商取引に関する法律に従い、ライフバンテージジャパン、ライフバンテージジャパン製品、またはライフバンテージジャパンの事業のすべてに関連したソーシャルメディア、または個人のウェブサイトを利用した製品の販売またはビジネス勧誘を行いません。たとえ自らの氏名または名称を全て開示し、法定記載事項または特商法の記載事項などの表示をし、「ライフバンテージジャパンの独立コンサルタント」であると明示したコメントやウェブサイトであっても作成または使用してはなりません。

独立コンサルタントは、不適切な会話、コメント、イメージ、ビデオ、音声、アプリケーションまたはその他の成人向けの、卑俗な、差別的なもしくは下品なコンテンツをウェブサイト投稿または掲載してはなりません。違反のあるライフバンテージ独立コンサルタントは、処分の対象となります。

独立コンサルタントは、ブログスパム、検索スパムまたはその他の大量の投稿を行うシステム、スクリプト、アプリケーションもしくはプログラムを利用して、ウェブサイト、ブログまたはメッセージボードにコメントしてはなりません。

独立コンサルタントは、自らのライフバンテージジャパンに関する外部のウェブページまたはソーシャルメディアの名称、タイトルまたは URL において、地理的な場所を示す表現を用いてはなりません。また「LifeVantage」、「ライフバンテージ」、「ライフバンテージジャパン」、「Protandim」、「プロタンディム」またはその他これに類する表現をウェブサイトのアドレスや URL に使用することはできません（例として www.jillsellsProtandim.com や www.blogspot.lifevantageofstlouis.com 等）。

独立コンサルタントは、「LifeVantage」、「ライフバンテージ」、または「LifeVantage Japan」、「ライフバンテージジャパン」あるいは「Protandim」、「プロタンディム」、またはその他これに類する表現を含む自己の外部ウェブサイトまたは URL、本規約に違反している外部ウェブサイトまたは URL をすぐに閉鎖しなければなりません。独立コンサルタントは、いかなる場合であっても、事前に書面にてライフバンテージジャパンの許可を得ることなしに、第三者に対し、「LifeVantage」、「ライフバンテージ」または「LifeVantage Japan」、「ライフバンテージジャパン」あるいは「Protandim」、「プロタンディム」、またはその他これに類する表現を含むドメイン名を販売してはなりません。

8.5.2 — 独立コンサルタントのウェブサイト

独立コンサルタントの個人ウェブサイトでのオンライン上での販売は、原則認められません。独立コンサルタントは、インターネット上でライフバンテージジャパン製品、ライフバンテージジャパンのビジネスチャンスまたはライフバンテージジャパン報酬プランに関連した収入や製品に関する匿名の広告を使って行ってはなりません。

8.5.3 — ソーシャルメディアとその他ウェブサイト

外部のウェブサイト（特に、ソーシャルメディアのサイト）は、他者との人間関係を構築するサイトです。人間関係を構築することは販売プロセスの重要部分ではありますが、独立コンサルタントは、外部のウェブサイト（ソーシャルネットワークサービスを含む。）を、ライフバンテージジャパン製品について説明またはその販売を促進するための媒体として利用することはできません。

8.5.3.1 — ライフバンテージジャパン公式 Facebook（または類似的） 公開ページ

ライフバンテージジャパンには公式の公開 Facebook ページがあり、見込みのカスタマーおよび独立コンサルタントと投資家がライフバンテージジャパンについて知る機会を提供するために利用されています。かかるページは、独立コンサルタントが製品を販売したり、自らのビジネスを販促したり、他の独立コンサルタントまたは消費者と交流するために利用されることを意図していません。独立コンサルタントは、それらの目的のためには、ライフバンテージジャパン Facebook 公開ページに対するリンクを作成することはできず、かつ、価格、販売促進、販売資料、販売、広告宣伝その他自己の事業に関するお知らせを投稿または掲載することもできません。ライフバンテージジャパンは、ライフバンテージジャパンの公式な Facebook ページに投稿されたいかなるメッセージも、ライフバンテージジャパンの単独の裁量で削除する権利を留保します。

8.5.3.2 ー非公開の独立コンサルタントの Facebook（または類似の）ページ

ライフバンテージジャパンは、ライフバンテージジャパンと独立コンサルタントが利用することのできる、非公開の Facebook コミュニティも作成する場合があります。独立コンサルタントも同様に、非公開の Facebook コミュニティを作成し、そのコミュニティを利用して、啓発もしくは討論またはライフバンテージジャパンもしくはライフバンテージジャパン製品に関する情報共有を行うことができます。独立コンサルタントは、全てのコンテンツおよび討論がパスワードにより保護され、これを公開しないことに同意することを条件として、ライフバンテージジャパンまたは他の独立コンサルタントが作成した非公開または秘密の Facebook コミュニティに参加することができます。独立コンサルタントは、自らが参加した上記コミュニティから得た情報または上記コミュニティへのアクセス方法を第三者に開示してはなりません。またこのコミュニティの情報は参加者により、外部に拡散することがないよう厳しく管理します。

8.5.3.3 ーその他インターネットの使用

独立コンサルタントは、特定商取引に関する法律などの法令に違反しない限り、インターネット、ソーシャルネットワークサービスサイト、ブログ、ソーシャルメディアおよびアプリケーション、ユーザー参加型コンテンツ、フォーラム、メッセージボード、ブログ、wiki またはポッドキャストその他のコンテンツを有する第三者のウェブサイトを利用して、以下の行為を行うことができます。

- 1) 製品説明やビジネス勧誘以外の、ライフバンテージジャパンについての一般的情報、または自らのライフバンテージジャパンでの活動内容を第三者に伝える
- 2) ライフバンテージジャパンが制作したビジネス支援素材のうち、ライフバンテージジャパンにより外部ウェブサイトに対する投稿を承認された「インターネットツールボックス」から取得できる素材を投稿する

ただし、上記の行為は、当該行為が、(1) 利用されるウェブサイトまたはフォーラムの第一義的な目的に合致し、(2) ライフバンテージジャパンまたはライフバンテージジャパン製品に関して何らの虚偽または誤解を招く情報も含まず、かつ (3) 本契約に定めるあらゆる条件（ライフバンテージジャパンの商標、商号やその他知的財産権に関する方針を含むがこれに制限されない。）に一致する場合にのみ許されます。

8.5.4 ー第三者の知的財産権の使用

独立コンサルタントは、オンラインでの投稿において、第三者の商標、商号、サービスマーク、著作権その他の知的財産権を使用する場合、自らの責任を費用負担によって、その知的財産権を使用するための適切なライセンスを得、かつ、適切なライセンス使用料を支払わなければなりません。独立コンサルタントは、第三者のいかなる知的財産権を使用する場合にも、それが第三者の財産権であることを適切に表示しなければならず、かつ、その知的財産権を使用するためのあらゆる制限および条件を遵守しなければなりません。

8.5.5 ープライバシーの尊重

独立コンサルタントは、常に自らのオンラインでの投稿によって他者のプライバシーを侵害することがないようにしなければなりません。独立コンサルタントは、いかなる個人、会社、または競合他社の製品やサービスに関しての噂話に参加したり、噂を広めたりしてはなりません。独立コンサルタントは、

その投稿の対象となる個人や法人に、事前に書面にて許可を得ている場合を除き、自分たちの投稿に他の個人や法人の氏名または名称を記載してはなりません。

8.5.6 ープロフェッショナルリズム

独立コンサルタントは、オンラインでの投稿が事実かつ正確であるようにしなければなりません。そのために、独立コンサルタントは、オンラインで投稿する全ての素材が事実に基づいているか、自ら確認を行うものとします。また、独立コンサルタントは、自らの投稿の綴り、句読点、および文法上の誤りも、注意深く確認しなくてはならず、かつ、無礼または不快な言葉遣いまたは表現を使用してはなりません。

8.5.7 ー禁止されている投稿

独立コンサルタントは、以下のいずれかに該当する投稿をすること、または以下のいずれかに該当する投稿もしくはその他の資料へのリンクを作成することも行ってはなりません。

- 1) 性的に露骨なもの、猥褻なもの、もしくはポルノ的なもの
- 2) 不快なもの、卑俗なもの、憎しみに満ちたもの、脅迫的なもの、有害なもの、第三者を中傷するもの、第三者の名誉を毀損するもの、いやがらせ、もしくは差別的なもの（人種、民族、信条、宗教、性別、性的指向、身体障害その他一切の差別を含みます。）
- 3) 暴力的な描写
- 4) 不法または違法な行動を企図するもの
- 5) 他の個人、グループもしくは法人を攻撃するもの
- 6) 会社または第三者の知的財産権を侵害するもの
- 7) 製品やビジネス機会についての不適切な、詐欺的、あるいは誤解を招くような（たとえ事実であっても）クレームに類するもの

8.5.8 ー否定的なオンライン投稿への対応

独立コンサルタントは、自ら、他の独立コンサルタント、またはライフバンテージジャパンに対してオンラインで否定的な投稿を行った人物に反論しまたは返答してはなりません。否定的な投稿は、ライフバンテージジャパン宛て (jpccompliance@lifevantage.com) に報告してください。反論に限らず、否定的な投稿に返答すると、相手方が不合理な人物であった場合には単に議論を煽る結果となるだけであり、かえってライフバンテージジャパンの評判および信用を損なうことになります。

8.5.9 ーライフバンテージジャパンビジネスの解約

独立コンサルタントが理由の如何を問わずそのライフバンテージジャパンビジネスの資格を解約した場合、当該独立コンサルタントは、全ての外部ウェブサイトにおける、自らの投稿、自ら使用したライフバンテージジャパンの名称、商標、商号、標章、ロゴおよびその他ライフバンテージジャパンの知的財産権、ならびにそれらの派生物の使用を中止しなければなりません。独立コンサルタント資格を解約した者は、以前に自らがライフバンテージジャパンの独立コンサルタントであると明かしたうえで投稿したことのある外部のウェブサイトに対して投稿する場合、自らがすでにライフバンテージジャパンの独立コンサルタントではないことを明示的にかつわかりやすいように表示しなければなりません。

8.5.10 —電子メール

独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンまたはライフバンテージジャパン製品もしくはライフバンテージジャパンのプログラムについて、電子メールを使用して伝達する場合には、常に以下の声明文を使用しなければなりません。

この電子メールの送信者は、ライフバンテージジャパンの独立コンサルタントであり、ライフバンテージジャパンと契約を交わした独立した事業者です。独立コンサルタントはライフバンテージジャパンの従業員ではありません。ライフバンテージジャパンに関するご質問がありましたら、ライフバンテージジャパン、カスタマーサポート（お電話：03-6843-5979、ファックス：03-6893-3181、または電子メール：japansupport@lifevantage.com）までご連絡ください。

秘密保持に関する記載

この電子メールのメッセージ（添付書類も含む）には、秘密および／または法的特権を有する情報が含まれています。あなたが宛て先対象者になっていない場合は、このメッセージ、またはこのメッセージに記載されるかこの電子メールで送信された添付書類の情報の使用、複写またはいずれかの者への開示を行うことはできません。この電子メールが誤って送信された場合は、送信者へ電子メールでその旨を伝え、このメッセージを削除してください。この電子メールに記載される情報の無断の開示および／または使用は、民事上および刑事上の責任となる場合もあります。

電子メールでの広告宣伝に関する法律では、以下の条件を満たす必要があります。

独立コンサルタントが電子メールでビジネスや製品を紹介する場合、1）特定商取引法に基づく表示、法定広告記載事項を表示する、2）必ず、電子メールの受信者から事前に書面で承認を受ける、3）その書面の承認記録を適切に保存します。ライフバンテージジャパンが電子メールに関する記録の公開を請求した場合、速やかに提出します。

8.5.11 —オンライン広告

独立コンサルタントは、オンライン広告（Craigslist を含むがこれに制限されない。）を利用して、ライフバンテージジャパン製品、製品シリーズまたはビジネスチャンスを広告、販売または小売することはできません。

8.5.12 —オンラインオークションでの販売

ライフバンテージジャパンの製品およびプログラムをメルカリやYahoo！オークション、その他のオンラインオークションにリストすることはできず、また、独立コンサルタントが、メルカリまたはその他のオンラインオークションにおいてライフバンテージジャパン製品の販売を行うよう、第三者を募集すること、または第三者に対してそれを認識しながら認めるもしくは促進することでもできません。

8.5.13 —未承認の小売店への製品の転売と販売（オンラインでの小売販売を含む）

ライフバンテージ製品を使用する人の安全と満足、およびライフバンテージとその独立コンサルタントの合法的なビジネス利益を保護するために、ライフバンテージは自社製品をいかなる方法によっても転

売する第三者に販売することを厳しく禁じます。独立したコンサルタントは、(1) 第三者がインターネットを使用してライフバンテージ製品を販売すること、または許可することはできません（オンライン小売店、e コマースサイト、またはオークションサイトの使用を含みますが、これに限定されません）。(2) ライフバンテージ製品を、インターネット上でそのような製品を販売することを知っている、あるいは販売すると信ずるに足る理由がある第三者に販売または提供することはできません。

8.5.13(a) 損害賠償

8.5.12 または 8.5.13 に規定された条項に違反した場合、独立コンサルタントは、売却された商品の全小売価格の 10 倍の額の損害賠償責任を負います。本件同意に際し、両当事者は、ライフバンテージへのそのような違反行為による損害が取り返しがつかないものであったり、定量化が極めて困難である可能性があることを認識し、理解します。

8.5.13(b) 強制救済

ライフバンテージは、本契約に基づいて利用可能な他の救済措置に加えて（それに代わるものではありません）、本契約の 8.5.12 および 8.5.13 の違反を救済するために、独立コンサルタントに対し即時かつ一方的に差止救済を求める権利を有します。

8.5.13(c) 調査に対する協力

独立コンサルタントは、ライフバンテージが転売された製品の転売元を特定する重要な作業を支援するため、ライフバンテージからの書面による要請に応じて、独立コンサルタントが、製品を販売したすべての販売先リストを提供します。独立コンサルタントは、そのような販売の最新の記録を保持し、製品が販売される全ての人物の識別情報を入手しなければならない。さらに、独立コンサルタントは、ライフバンテージが書面でライフバンテージ製品の転売者として可能性のある特定した者に対して、製品のすべての販売または出荷を速やかに停止するものとします。

8.5.14 —バナー広告

独立コンサルタントは、第三者のウェブサイト（以下で定義する。）にバナー広告を掲載することはできません。

8.5.15 —スパムリンク（迷惑リンク）

スパムリンクは、同一または類似のコンテンツを、ブログ、wiki、ゲストブック、ウェブサイトまたはその他公開されたオンライン掲示板もしくはフォーラムに連続して投稿することと定義されます。独立コンサルタントはスパムリンクを行ってはなりません。これには、ブログスパミング、ブログにおけるスパムコメントおよび検索エンジンスパムが含まれます。独立コンサルタントがブログ、フォーラム、ゲストブックなどに投稿するあらゆるコメントは、独自性があり、有益で、かつ適切なものでなければなりません。また投稿して、独立コンサルタントがインターネットでビジネスや製品を紹介する場合、特定商取引法に基づく表示、法定広告記載事項を表示する必要があります。

8.5.16 映像または音声の投稿（YouTube、iTunes、PhotoBucket など）

本契約の別の定めにかかわらず、独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンに関するビデオ、音声または写真のコンテンツを、いかなるウェブサイトにもアップロード、提供、または公開してはなりません。

8.5.17 スポンサー付きリンク、ペイパークリック（PPC）広告と有料検索

独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンを直接宣伝するようなスポンサー付きリンク、ペイパークリック（PPC）広告と有料検索を利用することはできません。

8.6 一スパムメール（迷惑メール）および一方的に送信されるファックス

本方針および手続きに定めがある場合を除き、独立コンサルタントは、独立コンサルタントの活動に関して、一方的に送信されるファックス、電子メールの大量一括送信、一方的に送信される電子メールまたは「スパムメール（迷惑メール）」を送信または発信してはなりません。「一方的に送信されるファックス」および「一方的に送信される電子メール」という用語は、ライフバンテージジャパン、その製品、その報酬プランまたはいずれかの者に発信される会社のその他の特徴を広告または宣伝する資料または情報を、電話、テキストメッセージ、ファックスまたは電子メールによりそれぞれ送信することをいいます。但し、これらの用語には、（1）受領者から事前にある明示的な招待もしくは許可により当該受領者に送信される、または（2）独立コンサルタントが当取引関係もしくは個人的関係を築いた者に対して送信される、ファックスまたは電子メールを除きます。「取引関係もしくは個人的関係を築いた」という用語は、独立コンサルタントと個人との任意の双方向コミュニケーションにより構築される過去または既存の関係で、（1）かかる独立コンサルタントが提示した製品に関する、当該個人による照会、申請、購入もしくは取引、または（2）いずれか当事者が過去に関係を解消していない個人的関係もしくは家族関係、に基づくものをいいます。但し、日本の法律上、電子メールでの広告宣伝に関する法律では、以下の条件を満たす必要があります。

独立コンサルタントが電子メールでビジネスや製品を紹介する場合、1）特定商取引法に基づく表示、法定広告記載事項を表示する、2）必ず、電子メールの受信者から事前に書面で承認を受ける、3）その書面の承認記録を適切に保存します。ライフバンテージジャパンが電子メールに関する記録の公開を請求した場合、速やかに提出します。

8.7 テレマーケティング

通信販売は法令による規制の対象となっています。さらに、多くの法令では電話勧誘は軽度の法律違反ではなく、重大な刑罰と罰金が科せられることもあります。それゆえ、独立コンサルタントは、自らの独立コンサルタントとしての事業活動を遂行するに当たって、テレマーケティングを行ってはなりません。本規約において「テレマーケティング」とは、製品またはサービスを購入するよう勧誘する、またはライフバンテージジャパンのビジネスチャンスに勧誘するために、個人または法人に電話をかけることを指します。ライフバンテージジャパンの製品もしくは製品またはライフバンテージジャパンのビジネスチャンスを宣伝する、見込みの顧客または独立コンサルタントへの「勧誘電話」は、テレマーケティングを構成し、禁止されています。さらに、独立コンサルタントは、自らの独立コンサルタントとしての事業活動の遂行として、自動発信電話システムまたはランダム電話リストを使用してはなりません。本規約において「自動発信電話システム」とは、以下の能力を持つ機器を指します。（1）ランダムなまたは連続した電話番号を生成し、電話をかけることができる電話番号を保存する能力、および（2）

それらの番号に電話をかける能力。さらに、独立コンサルタントはライフバンテージジャパンが別に定めるテレマーケティングガイドラインを読み、同意するものとします。

8.8 広告された製品の価格

独立コンサルタントは、製品をコンサルタント価格にて個人的に消費する分あるいはカスタマーへの再販売のために購入することができます。当社はコンサルタント価格に 20%程度利益を上乗せした価格を設定することを推奨しますが、これはあくまで推奨であってコンサルタントは自身の再販売価格を自由に設定することができます。また、独立コンサルタントは、製品価格に関する全ての広告について、事実であり、かつ誤解を招く文章（例えば、「最低価格」と記載することによって、独立コンサルタントが製品を他の全ての独立コンサルタント等より安価で販売することができるように暗示すること等）がないようにしなければなりません。独立コンサルタントによる本セクション 8.8 への違反は、本契約に対する違反とみなされ、さらに、セクション 14 に定める処分を含むがこれに制限されない処罰を課せられる場合があります。

セクション 9 規則と規制

9.1 本人確認

登録時、会社は、独立コンサルタントに対して、本人を特定する固有の独立コンサルタント ID 番号（ID）を提供します。この番号は、注文の実施、ならびに報酬の追跡に使用されます。

9.2 納税

独立コンサルタントは、独立コンサルタントとしての事業により発生したあらゆる収入に課税される、全ての地方税および国税ならびに課税業者の場合は消費税を自ら支払う責任を負います。

9.3 保険

9.3.1 事業に関する保険

独立コンサルタントは、自らの独立コンサルタントとしての事業を付保範囲とする保険を準備したいと考えるかもしれません。独立コンサルタントは、自らが契約している保険会社に連絡を取り、自らの所有物が保険により保護されていることを確認する責任を負います。

9.3.2 PL（製造物責任）に関する保険

ライフバンテージジャパンは、PL（製造物責任）のクレームに対して、ライフバンテージジャパンと独立コンサルタントを保護する保険に加入しています。ライフバンテージジャパンの保険契約は、通常業務として、本契約および適用法令を遵守してライフバンテージジャパン製品を販売している限り、独立コンサルタントをも保護します。ただし、ライフバンテージジャパンの PL（製造物責任）保険は、独立コンサルタントの製品販売における誤った管理の結果として生じる独立コンサルタントの PL（製造物責任）については保護しません。

9.4 ― 国外販売

独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンが公式のライフバンテージジャパンの資料または会社のウェブサイト上で発表している、事業を行うことが認められている国においてのみ、カスタマーまたは独立コンサルタントを登録することが認められています。許可されていない、または再販売不可の市場において認められる行為および活動は、以下セクション 9.4.1 に定められています。

9.4.1 ― 国外販売の定義

9.4.1.1 ― 許可されていない市場（プレマーケット）

許可されていない国の正式な市場公開までの間に認められる独立コンサルタントの行為は、名刺の配布および独立コンサルタントを含めて 5 名以下の出席者の会議の実施、設定または参加に限られます。その他の出席者は、個人的な知り合い、または個人的な知り合いの知り合いでなければなりません。これら会議は、自宅または民間施設で実施されなければならない、私的なホテルの部屋で実施することはできません。

全ての市場において禁止されている、独立コンサルタントのプレマーケット行為は、以下を含みますがこれらに限られません。

9.4.1.1.1 ― 全てのアウトバンドコールを利用した勧誘（連絡を行う独立コンサルタントの以前からの個人的な知り合いではない者の勧誘）は、未許可の市場において厳格に禁止されています。

9.4.1.1.2 ― 販売、何らかの方法での贈答または配布、会社の製品、サービスまたは製品サンプルの輸入またはそれらの輸入を促進すること。

9.4.1.1.3 ― 会社、その製品またはビジネスチャンスに関する宣伝資料のあらゆる種類の広告または配布すること。但し、会社が指定する未公開市場における配布につき具体的に許可を受けている公式のライフバンテージジャパンの資料を除きます。

9.4.1.1.4 ― 未公開市場の市民または住民に対して、ビジネスチャンス、特定の登録者または特定の一連のスポンサー行為を約束する目的での勧誘または何らかの合意の交渉をすること。さらに、独立コンサルタントは、許可された国において、または許可された国からの独立コンサルタント契約書を利用して、未公開市場の市民または住民を登録することはできません。但し、未公開市場の市民または住民が登録の時点で、許可された国の永住権および法的労働許可を有する場合はこの限りではありません。居住および労働許可の要件の遵守は、登録を行う独立コンサルタントの責任です。許可された国における会社、パートナーシップまたはその他の事業体のメンバーシップまたはその参加もしくは所有は、それ自体が、居住または法的労働許可の要件を満たすものではありません。独立コンサルタント資格を得た者が、会社から要求された居住および労働許可の証拠を提供することができない場合、会社は、その選択により、独立コンサルタント契約をその開始時から無効にするよう宣言することができます。

9.4.1.1.5 ― 会社の製品またはビジネスチャンスに関連する目的で、個人的に、または代理人を通じて、見込み独立コンサルタントから金銭もしくはその他の対価を受領すること、または見込み独立コンサルタントとの金銭取引へ関与すること。これには、会社関連事業の宣伝または実施を目的としたレンタル、

リースまたは購入ファシリティを含みます。

9.4.1.1.6 ― 会社の方針および手続きに定められる制限を超える、または会社がその単独の裁量で、会社の事業もしくは国際的拡大の倫理的関心に反するとみなす、宣伝、促進またはあらゆる種類の行為の実施をすること。

9.4.1.2 ― 販売不可製品 Not-For-Sales (NFR)

居住者が「販売不可製品 Not-For-Sales (NFR)」として個人的使用のみを目的として製品を購入することが認められている国々があります。その国々では、それら製品を再販することが禁止されています。

9.4.1.3 ― 日本以外での製品購入

独立コンサルタントは登録申請を完了した後、海外で販売しているライフバンテージ製品を現地で購入する権利が与えられます。個人的使用のためにのみ外国製品を購入することが許されます。製品の再販売はできません。対象となる各国の市場における個人使用の法律に従わなければなりません。

9.4.2 ― 許可された国

独立コンサルタントは、米国にあるライフバンテージ本社からの公式なライフバンテージの資料またはライフバンテージのインターネットウェブサイト上で発表される事業につきライフバンテージが認められている国においてのみ、ライフバンテージの製品およびビジネスチャンスを販売および宣伝すること、または見込み独立コンサルタントまたはカスタマーを勧誘もしくは登録することができます。

自らが登録した独立コンサルタントである国以外の許可された国で事業を行うよう望む独立コンサルタントは、その国の適用ある全ての法律および規制を遵守しなければなりません。

9.5 ― 法令遵守

9.5.1 ― 地方の条例

特定の在宅事業を規制する法律があります。多くの場合、それらの条例は、独立コンサルタントの性質上、独立コンサルタントには適用されません。但し、独立コンサルタントは、自らに適用されるそれらの法律に従わなければなりません。独立コンサルタントは、政府当局者から、ある条例が自らに適用されることを知らされた場合、礼儀正しく協力的な態度をとり、直ちにその条例の写しをライフバンテージジャパンのコンプライアンス部へ送るものとします。多くの場合、独立コンサルタントに適用される条例には例外があります。

9.5.2 ― 準拠法の遵守

独立コンサルタントは、独立コンサルタントの行動に適用される法令を遵守しなければなりません。政府機関から法令違反を指摘された場合、独立コンサルタントはかかる法令違反を解消するために当該政府機関に協力しなければならず、かつ、かかる指摘がなされた事実およびその内容を、ライフバンテージジャパンのコンプライアンス部に申し直ちに報告しなければなりません。

9.5.3—その他禁止事項

- 1) 特定商取引に関する法律、医薬品医療機器等法、割賦販売法、その他関連法令に違反すること。
- 2) 犯罪など社会秩序に反する行為や公序良俗に反する行為を行うこと。
- 3) ライフバンテージジャパンのイメージを著しく損なった場合、もしくは損なう可能性のある行為を行うこと。
- 4) 「方針と手続き」およびその他ライフバンテージジャパンが定めるルールやガイドラインに違反すること。
- 5) 「登録すると確実に利益が得られる」と誤解されるような断定的判断を提供して勧誘すること。
- 6) 高齢者や若年者など相手方の判断力の不足に乗じて契約を締結させること。
- 7) 製品を購入しない旨の意思表示をしている人に対して、当該製品について再度勧誘すること。また登録しない旨の意思表示をしている人に対して、再度登録の勧誘すること。
- 8) 登録完了後に、相手方に迷惑と感じさせるような方法で解約を妨げること。
- 9) 公共の場所で、相手の進路に立ちふさがりつきまとう行為をすること。
- 10) 登録の解約を妨げる目的で、故意に消耗品の一部または全部を使用、消費させること。
- 11) 登録で発生した債務によって生じる債務の一部または全部の履行を拒否し、または不当に遅延させること。
- 12) 登録に際し、個人情報に虚偽の事実を記載もしくは入力させること。
- 13) 製品について、病気や症状の治療、改善、予防、診断などの医薬品的な効能や効果について言及したり、医学的な主張やアドバイスを行うこと。

セクション 10—販売

10.1—販売方法の原則

ライフバンテージジャパンは、ライフバンテージジャパン製品を個人的な交流を通じて個人的に販売することを強く奨励します。この販売方法を強化することを目指し、また、その独立コンサルタントの公平性を保つことができるよう、独立コンサルタントは、小売施設においてライフバンテージジャパン製品または印刷物を表示または販売することはできません。しかし、独立コンサルタントは、美容院やエステティックサロンまたはカイロプラクティスのクリニックなどが行っているように、クライアント、小売顧客、カスタマーと予約を取って対面するという方法でライフバンテージジャパン製品を販売することができます。

ライフバンテージジャパンは、独立コンサルタントに対して、会社からの書面による事前承認をもって、商業的販売およびその勧誘を行うことを承認します。「商業的販売」という用語は、最終消費者に対してライフバンテージジャパン製品を再販する意図のある第三者に対するかかる製品の販売をいいます。

10.2—トレードショー、展覧会、その他の販売フォーラム

独立コンサルタントは、トレードショーやプロフェッショナル向け展示会において、ライフバンテージジャパン製品を展示および／または販売することができます。

独立コンサルタントは、イベント主催者に手付金を提出する前に、ライフバンテージジャパン・コンプライアンス部およびセールス部門に書面にて連絡し、条件付で承認を受けるものとします。

ライフバンテージの方針として、1つのイベントにつき独立コンサルタント1名のみを承認するものとします。最終的な承認は、イベントの公式広告、独立コンサルタントとイベント関係者の双方が署名

した契約書の写し、およびブースの保証金が支払われたことを示す領収書を提出した最初の独立コンサルタントに与えられます。承認は、指定されたイベントに対してのみ与えられます。

今後、イベントへの参加を希望する場合は、ライフバンテージジャパン・コンプライアンス部およびセールス部門に再度提出する必要があります。ライフバンテージジャパンは、ライフバンテージジャパン製品、サービス、またはライフバンテージジャパンの機会を宣伝する場として適切でないと判断したイベントへの参加を拒否する権利を留保します。ガレージセール、フリーマーケット、ファーマーズマーケット等の販売方法は、ライフバンテージジャパンの目指すプロフェッショナルなイメージにそぐわないため、承認されません。

10.3—過剰在庫となる購入の禁止

独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパン製品または販促用素材の在庫を持つことを要求されていません。しかし独立コンサルタントが在庫を持つことで、小売顧客やカスタマーの注文に応じるまでの時間を短縮し、かつ新規独立コンサルタントの需要に応えることができることから、販売組織を築き上げることが比較的容易である場合もあります。独立コンサルタントは、在庫を保有するか否かに関しては自らの責任で決定しなければなりません。独立コンサルタントは、販売できないほどの過剰な在庫については、「セクション 13 製品保証、返品および返金」にしたがってライフバンテージジャパンに返品することができます。独立コンサルタントは、本来報酬プランに定める報酬の受給資格を得る、または報酬資格ランクやインセンティブ（報奨）を達成するために、不当な数量のライフバンテージジャパン製品を購入することを固く禁じられています。独立コンサルタントは、自らが1か月で問題なく再販または消費できる数量よりも多くの在庫を購入すること、および他者にそうするよう推奨または求めてはなりません。

10.4—ボーナス買いの禁止

ボーナス買いは厳格に禁じられています。本規約において「ボーナス買い」とは、直接的または間接的な関係が含まれますが、これに制限されることなく、以下の事項のいずれかに該当する行為を意味します。(1) 独立コンサルタント登録申請について知らない、もしくはかかる個人や団体が、オンライン登録をしていない個人または法人の登録、(2) 詐欺行為によってなされた、個人や団体の独立コンサルタント、カスタマーとしての登録、(3) 実在しない個人または法人の名義による、独立コンサルタント、カスタマーとしての登録もしくはそのような登録を企図すること（セクション 6.5「スタッキング（禁止事項の継続）」を参照）、(4) 独立コンサルタント、またはカスタマーが、契約者本人ではないのにクレジットカードを使用すること、または契約者本人に代わってクレジットカードを使用すること、または(5) 報酬またはインセンティブ（奨励）の受給資格を得るために、ライフバンテージジャパン製品を別の独立コンサルタントまたはカスタマーの代わりにもしくはそれらの者の名義で購入すること、または別の独立コンサルタントのコンサルタント ID（ライフバンテージジャパンが各独立コンサルタントに付与する ID 番号を意味します。）やカスタマー ID を用いて購入すること。

10.5—再包装とラベル付け替えの禁止

独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパン製品、情報、資料、またはプログラムについて、方法の如何を問わず、再包装、ラベルの付け替え、詰め替えまたは改ざんをしてはなりません。独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパン製品を、オリジナルの容器で、完全に包装された状態でのみ販売することができます。ライフバンテージジャパン製品のラベルの付け替えまたは再包装は、法令に違反する場合があります、厳重な罰則が下る可能性があります。また、ライフバンテージジャパン製品の再

包装やラベルの付け替えを行ったことにより生じる、ライフバンテージジャパン製品を使用した人物の負傷または第三者の所有物への損害その他一切の損害については、独立コンサルタントがその一切の責任を負い、ライフバンテージジャパンは責任を負わないものとします。

セクション 11 — 販売要件

11.1 — 製品販売

ライフバンテージジャパンの報酬プランは、独立コンサルタントがライフバンテージジャパンから購入したライフバンテージジャパン製品の最終消費者への販売に基づくものです。すなわち、その報酬は独立コンサルタントがライフバンテージジャパン製品に関して行った販売促進活動の対価として支払われるものです。独立コンサルタントは、報酬の受領資格ならびに昇格資格を得て、更に高いレベルの成果を成し遂げるためには、報酬プランに定める自分個人と販売組織の小売売上高に関する条件、ならびに本契約に定めるその他の要件を満たさなければなりません。独立コンサルタントがボーナスおよびコミッションの受給資格を持つためには、別途記載の「報酬プラン」に定められた要件を満たさなければなりません。

11.1.1 — 販売ボリューム

独立コンサルタントは、報酬プランが定める特定のランクごとの要件を満たすためには、セールスボリューム要件（SVR）およびグループ セールス ボリューム（GSV）の要件を満たさなければなりません。ランク昇格の資格の有無を判断する場合にのみ、当該独立コンサルタント自身の下に登録されたカスタマーからライフバンテージジャパンに対する注文数量も、独立コンサルタントの（SVR）に含めて計算されます。報酬プランの定める毎月の要件を満たすには、（GSV）には、当該独立コンサルタントのパーソナル セールス ボリューム（PSV）および当該独立コンサルタントのダウンラインに存在する販売組織の合計カスタマー セールス ボリューム（CSV）が含まれます。これらの要件の詳細は、報酬プランにおいて定めるものとします。

11.1.2 — 70% 販売規則の承諾

独立コンサルタントは、以下セクション 11.3 に定める 70% 販売規則を遵守しなければなりません。

11.2 — 制限のない販売地域

本契約において別に定める場合は除き、独立コンサルタントは、他の独立コンサルタントが存在する地域であっても、自らの独立コンサルタントとしての事業を行うことができます。

11.3 — 70% 販売規則

新規注文をすることにより、独立コンサルタントは、前回の注文により購入された全てのライフバンテージジャパン製品の 70% 以上を自ら消費している、または販売していることを証明したとみなされます。この条件を満たした場合、新たにライフバンテージジャパン製品を注文することはできます。独立コンサルタントは、報酬を受け取る際、またはライフバンテージジャパン製品を注文する際に、ライフバンテージジャパンが求めた場合、小売販売の証拠を含め、本条を遵守していることを表明しかつ保証する

文書を、直近 4 年間の小売販売の実績を示す証拠を添付して提出することに同意します。この要件を充足しない場合または報酬プランで昇格するために販売または消費された製品の量を不正に表示する場合、本契約の違反を構成し、解約事由となります。さらに、この要件の違反により、会社は、かかる文書が維持されない期間またはこの条項が違反された期間に独立コンサルタントへ支払われた報酬を回収する権利があります。

11.4 — 領収書

独立コンサルタントは、自らの顧客に対しライフバンテージジャパン製品を販売する場合は、その代金についてクーリング・オフの法令事項が記載された領収書を作成し、顧客に対しその写しを提供しなければなりません。これらの領収書は準拠法により付与された顧客保護の権利を規定します。独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパン製品の全ての売上についての領収書を少なくとも 4 年間または適用法令により求められる期間のいずれか長い期間保持し、かつ、ライフバンテージジャパンから請求があった場合には、これをライフバンテージジャパンに提出しなければなりません。独立コンサルタントは、各領収書に以下の情報が確実に記載されるようにしなければなりません。(1) 購入の日付、(2) 購入者が注文をキャンセルした場合、キャンセル通知を行った日付（購入の日付後、3 営業日より前であってはなりません。）、および (3) 販売した独立コンサルタントの氏名または名称および住所。小売顧客はクーリング・オフの法令事項が記載されている領収書を受けとる必要があります。さらに、独立コンサルタントは購入者に対し、購入に先立って、法令により求められる事項を説明するほか、購入者にはクーリング・オフ等の注文をキャンセル権利があることを通知しなければなりません。ライフバンテージジャパンでは、裏面にクーリング・オフが記載された「製品小売用伝票」を販売しています。

セクション 12 — ボーナスおよびコミッション（報酬）

12.1 — 報酬の受領資格

独立コンサルタントはアクティブ（セクション 18 を参照。）であると同時に、ライフバンテージジャパン報酬プランに従って受領できるボーナスおよびコミッション（以下総称して「報酬」という。）の受給条件を満たすよう、その同意した条件に従わなければいけません。独立コンサルタントが本契約を遵守する限り、ライフバンテージジャパンはその独立コンサルタントの登録をした氏名に対してのみ、報酬プランにしたがって報酬を支払います。事業体のアカウントに関して、ライフバンテージジャパンは、独立コンサルタント資格に記載されている事業に対して支払いを行います。それ以外の場合、ライフバンテージジャパンは、独立コンサルタント資格の主な名義人に支払いを行います。ライフバンテージジャパンが報酬を実行する最少金額は 5,000 円です。独立コンサルタントに支払われるべき報酬が、5,000 円に支払いのための手数料を加えた金額以下である場合、ライフバンテージジャパンは報酬がかかる金額に達するまで報酬の支払を行わず、かかる金額に達した後に当該金額を支払います。

12.1.1 — 報酬の支払い時期

1) 週払いボーナス

ボーナスの支払計算は、米国マウンテンタイム（アメリカ時間）に合わせて原則毎日行われます。毎日の締め時間は、米国マウンテンタイム（アメリカ時間）が適用され、米国マウンテンタイム 23:59【日本時間 15:59（サマータイム時は 14:59）】までに決済が完了している登録・および注文がボーナス計算の対象となります。

また、週払いボーナスは、月曜日から日曜日（米国マウンテンタイム）の期間の1週間分を合算し、翌週の金曜に独立コンサルタント指定の銀行口座に支払われます。

2) 月払いボーナス

ボーナスの支払計算は、米国マウンテンタイム（アメリカ時間）が適用され、月末日の米国マウンテンタイム 23:59【日本時間 翌月 1 日 15:59（サマータイム時は 14:59）】までに決済が完了している登録・および注文がボーナス計算の対象となります。ボーナスは翌月 15 日に独立コンサルタント指定の銀行口座に支払われます。

※支払日が休日の場合、翌営業日（平日）の支払となります。

※年末年始、祝日の連続などカレンダーの状況により支払日が変更される場合があります。

※振込手数料は独立コンサルタント負担となります。また収入が 5,000 円（ただし振込手数料を含む）に満たない場合は支払いが留保され、留保分が 5,000 円を超えた時に上記の月払いボーナスに合算して支払われます。（5,000 円未満の留保されたボーナスを週払いボーナスと合算することはできませんのでご注意ください）

※各ボーナスの明細については、会員専用サイト バックオフィスから確認することができます。

<https://evo2-lifevantage.myvoffice.com/>

12.1.2 報酬の手数料

報酬の支払は、独立コンサルタントとライフバンテージジャパンとが別段の合意をしない限り、オンライン登録後、会員専用サイト バックオフィスまたは書面にて指定された口座に対して振り込む方法により行われます。報酬の支払のために要する手数料は、独立コンサルタントの負担とします。

12.2 報酬の調整

独立コンサルタントがライフバンテージジャパンにライフバンテージジャパン製品を返品する場合、返品されたライフバンテージジャパン製品が販売された月における当該独立コンサルタントおよびそのアップラインに存在する独立コンサルタントの報酬は、返品された当該製品の販売がなかったものとして再計算され、実際に支払われた報酬と再計算された報酬に差額が生じた場合には、その後それらの独立コンサルタントが受け取る報酬から差し引かれます。独立コンサルタントは、自己または自己のダウンラインに存在する独立コンサルタントによる返品が、事後的に自らの報酬および報酬プランのランクに影響を与えることを承知しており、これに同意します。

12.3 インセンティブトリップ（報奨旅行）および行賞

随時、会社は、資格のある独立コンサルタントに対して、インセンティブトリップおよびその他の行賞を与えることができます。これらの行賞および旅行は、高いパフォーマンスを示した独立コンサルタントに対し所定の基準によって、ライフバンテージジャパンにより与えられます。インセンティブトリップは、独立コンサルタントとして登録されている人物のみに対して提供されます。インセンティブトリップの行賞内容は、各回で発表され、異なる場合があります。独立コンサルタントは、インセンティブトリップおよび行賞を将来に延期することはできず、かつ、インセンティブトリップおよび行賞に参加しない代わり

に金銭を受け取ることはできません。旅行への参加または行賞の受領をできない、またはしないよう選択した者に対して支払いまたはクレジットは付与されません。

本契約の他の規定にかかわらず、当社はかかるインセンティブトリップの経費の一部またはすべてを支払う場合でも、独立コンサルタントは、独立コンサルタントおよびそのゲストがインセンティブトリップに参加したこと関連して生じる一切の請求、負傷、損失または損害についてもライフバンテージジャパンを免責し、ライフバンテージジャパンに累を及ぼさないことに同意するものとします。独立コンサルタントは、独立コンサルタントおよびそのゲストの負傷、損失または損害をカバーするための保険契約について、ライフバンテージジャパンに対して一切保険金の請求を行うことができません。

ライフバンテージジャパンは、独立コンサルタントの年度末納税申告に関して法令により行賞、インセンティブトリップ等の提供について公平な市場価値を含む報告を税務署などに要求される場合があります。独立コンサルタントは、インセンティブトリップおよび行賞の提供を受けたことに起因して独立コンサルタントに課される全ての租税の支払に対して責任を持ち、インセンティブトリップおよび行賞に関する租税についてライフバンテージジャパンに累を及ぼさないものとします。

独立コンサルタントが、インセンティブトリップおよび行賞を受ける資格に関して何らかの虚偽の陳述または本契約への違反をしていたことが発覚した場合、ライフバンテージジャパンは独立コンサルタントに対して、ライフバンテージジャパンがインセンティブトリップおよび行賞を提供するに当たって負担した一切の費用または独立コンサルタントが受け取った利益の賠償を求めることができます。ライフバンテージジャパンは、ライフバンテージジャパンの独自の裁量により必要と判断した場合には、理由の如何を問わず、独立コンサルタントのインセンティブトリップおよび行賞への参加を拒否する権利を留保します。

12.4 レポート

本セクション 12.5 において、「ライフバンテージジャパン」とは、ライフバンテージジャパンならびにその全従業員、役員、取締役、独立契約者、独立コンサルタント、カスタマーおよび代理人を指します。

12.4.1 ダウンラインレポート

独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンが定期的に各独立コンサルタントに情報を提供することを承知しています。ライフバンテージジャパンによる情報提供には、セールスボリューム要件 (SVR) およびグループ セールス ボリューム (GSV)、およびダウンラインの紹介活動等の、オンラインレポートまたは電話によるお問い合わせを含みますが、これに限定されるものではありません（以下、本条に基づきライフバンテージジャパンが独立コンサルタントに提供する情報を「本件情報」とする。）。

12.4.2 レポートの免責

独立コンサルタントは、報告（ライフバンテージによる本件情報のプレゼンテーション、編集、作成、公開および流布を含むがこれらに限られない）に起因または何らかの形で関連する、上記セクション 12.5 に定める、ライフバンテージジャパンに対するいかなる性質の請求（逸失利益、報酬および機会喪失を含むがこれらに限られない）も主張しないことに同意します。各独立コンサルタント側のこの同意は、ライフバンテージジャパンによるいかなる作為または不作為（本件情報の不正確性、不完全性、不便性、遅延または紛失を含むがこれらに限られない）にも及びます。但し、本セクション 12.5.2 は、ライフバンテージジャパン側における独立コンサルタントの権利に対する意図的な違法行為または認識

ある過失に起因する請求には適用されません。

独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンによる本件情報のプレゼンテーション（発表・講演など）、編集、開発、公開または拡散に関して、逸失利益の賠償請求を含むがこれに制限を受けないいかなる請求または責任の追及も、ライフバンテージジャパンに対して行わないことに同意します。

セクション 13 — 製品保証、返品および返金

13.1 — クーリング・オフ

独立コンサルタントは、初回注文製品または契約の内容を明らかにする書面のどちらか遅い方の受領日から 20 日を経過するまでは、無条件に登録ならびに初回注文製品の売買契約を解除することができます。これをクーリング・オフといいます。

13.1.1 — クーリング・オフを行使した場合

- 初回注文製品は開封・未開封を問わず返金対象となります。
- 当該独立コンサルタントが支払った代金は、すみやかに全額返金されます。ただし、返金方法は製品購入時の支払方法によって異なります。
- 返品にかかる送料は当社が負担し、契約解除に伴う損害賠償または違約金が請求されることはありません。

13.1.2 — クーリング・オフの手続き

下記の必要事項を書面に記載し、郵送またはファックスもしくは電磁的記録（電子メール等）にて送付してください。発信時にクーリング・オフの効力が生じます。

<必要事項>

「クーリング・オフする旨」「解約申請日（書面発送日）」「登録氏名」「ID 番号」「登録住所」「登録電話番号」「返品製品の有無」

<申請書面の送付先>

郵送：〒 108-0075 東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー 9F
ライフバンテージジャパン株式会社 カスタマーサポート 解約・返金係
ファックス：03-6893-3181（24 時間受付） 電子メール：japansupport@lifevantage.com

<製品返品先>

〒 210-0869 神奈川県川崎市川崎区東扇島 14-3
ライフバンテージジャパン株式会社 電話：03-6843-5979

13.1.3 — クーリング・オフの例外事項

上記クーリング・オフの行使を妨げるために、統括者、勧誘者または一般連鎖販売業者が不実のことを告げたことにより当該独立コンサルタントが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が

交付され、その内容について説明を受けた日から 20 日を経過するまでは、上記の方法でクーリング・オフすることができます。

13.2 — 製品の返品および製品購入代金の返金（クーリング・オフ期間経過後の中途解約・返品ルール）

独立コンサルタントは、クーリング・オフ期間の経過後もいつでもその資格を解約することができます。また解約の際、以下の（1）から（4）の条件をすべて満たした場合、製品を返品し、購入代金の返金を受けることができます。（1）返品を希望する製品は、引渡しを受けた日から起算して 12 か月を経過していないこと、（2）返品を希望する製品は、使用、消費、または再販売されていないこと、（3）返品を希望する者が、自らの責任でその製品を滅失・毀損していないこと、（4）登録から 1 年以内であること。返品の際の送料は本人の負担となります。また返品対象外の製品が返品された場合でも、返却はいたしません。返金額は該当製品の購入金額の 90%に相当する金額となります。返品対象製品の購入に際し、製品購入に伴うコミッションやボーナス等の報酬を既に受け取っている場合には返金額を調整させていただきます。返金の手続きは、ライフバンテージジャパンが返品製品を受領してから通常 1 か月以内に行われるものとし、返金方法は、製品購入時の支払方法により異なります。クレジットカード決済で製品を購入された場合、返金はクレジットカード会社を通じて行われます。解約完了後の返品は受けられません。返品の際には、ライフバンテージジャパンのカスタマーサポートより発行された返品確認番号（RMA）を記載し、下記送付先に返送してください。RMA の発行については、ライフバンテージジャパンのカスタマーサポート（03-6843-5979：営業時間に関しては裏表紙をご覧ください）までお問い合わせください。

<送付先>

〒 210-0869 神奈川県川崎市川崎区東扇島 14-3 ライフバンテージジャパン株式会社
電話：03-6843-5979

RMA 番号：（ライフバンテージジャパンのカスタマーサポートより発行された RMA 番号を返送用伝票に記入してください）

13.3 — 残債務の相殺

独立コンサルタント資格が解約または失効となった時点において、当該解約者または失効者がライフバンテージジャパンに対して債務を負っている場合には、ライフバンテージジャパンは返金を予定していた返品代金等から、その債務を差し引きします。

13.4 — 返品規約の例外

過去に支払われた報酬（セクション 12 に記載）は、例外を理由に、且つ会社の単独の裁量により、無効または調整することができます。独立コンサルタントまたはカスタマーから返品された製品につき独立コンサルタントおよびそのアップラインへ支払われた報酬は、アップラインに位置するそれぞれの独立コンサルタントのアカウントから引き落とし、または現在もしくは将来の報酬の支払いから控除することができます。独立コンサルタントは、返品により自らのタイトル、ランクおよび報酬の支払いが変更されるため、報酬期間の終了時に、存在するダウンラインの量に依拠しないことに同意します。

セクション 14 — 紛争解決、処分および救済

14.1 — 処分および救済

独立コンサルタントが、本規約を含む本契約のいずれかの条項に違反し、違法行為、偽装行為、詐欺行為、または公序良俗に反する行為を行った場合は、ライフバンテージジャパンは、ライフバンテージジャパンの単独の裁量により、以下のうちの一つまたは複数の行為を行うことができるものとします。

- 1) 文書による警告または訓戒を発する
- 2) 独立コンサルタントに対して、本契約違反または公序良俗違反の状態を直ちに是正するように求める文書を発する
- 3) 1 回または複数回の報酬の全部または一部を受け取る独立コンサルタントの権利を喪失させる
- 4) 独立コンサルタントに対する報酬の支払を、本契約違反または公序良俗違反が疑われる当該独立コンサルタントの行為の調査が終了するまで保留する
- 5) 独立コンサルタントの活動を 1 回またはそれ以上の支払い期間禁止し、当該期間中は当該独立コンサルタントに対して報酬を支払わない
- 6) 本契約を解除する
- 7) 世帯の他のメンバーまたは関係者で、違反のある独立コンサルタントとの関係を有する者の、独立コンサルタント契約を解約する
- 8) 独立コンサルタントの違反が一部または専らの原因である損害に対して救済を提供するために実施することが必要かつ適切であるとライフバンテージジャパンがみなす本契約上明示的に認められるその他の措置をする
- 9) 金銭的もしくは衡平法上の救済、またはその両方を求める当該独立コンサルタントに対する法的手続を開始する

14.2 — 苦情

独立コンサルタントとしての事業の遂行に関して、独立コンサルタントが他の独立コンサルタントに対して苦情を申し立てることを希望する場合、苦情申し立てを希望する独立コンサルタントは、苦情の内容をまず自らの紹介者に報告しなければなりません。この場合、報告を受けた紹介者は、かかる苦情の内容について調査を行ったうえで、苦情の相手方である独立コンサルタントの紹介者と協議し、解決を試みなければなりません。登録者同士の協議では苦情を解決できない場合、双方の紹介者は、書面によりライフバンテージジャパンのコンプライアンス部にこれを報告しなければなりません。ライフバンテージジャパンのコンプライアンス部は事実関係を調査し、解決を試みます。またライフバンテージジャパンからの回答は原則文書で行われます。

14.3 — 準拠法および管轄地、裁判地、および弁護士費用

14.3.1 — 準拠法

本契約の解釈および行使は、法の抵触に関する原則の適用を除いて、日本の法律に準拠し、それに従い解釈されるものとします。

14.3.2 — 管轄地および裁判地

当事者らは、本契約に起因または関連する紛争の対人管轄権および裁判地は、東京の裁判所が適切であることに同意し、また、両当事者は、本契約により、かかる目的でかかる裁判所の対人管轄権または裁判地に服し、それに対する異議を放棄します。

14.3.3 — 弁護士の費用

各当事者は、結果の如何によらず、いかなる紛争の解決において発生した自らの弁護士手数料ならびにその他の費用および経費も負担するものとします。

14.4 — 差止め救済処置

独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンの秘密および専有情報の保護に関連する、本契約に定める約束が、ライフバンテージジャパンの合法的な利益を保護するために合理的且つ必要であることを了解します。独立コンサルタントは、さらに、かかる約束に違反した場合、ライフバンテージジャパンに回復不能の損害が発生し、その額および範囲が見積りまたは確認することが非常に困難であることも了解します。したがって、独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンが、保証またはその他の担保を立てる必要なく、独立コンサルタントによるかかる約束の違反またはその脅迫を禁じるための差止め救済処置の発行を受ける権利を有することに同意します。いずれの場合も、差止め救済処置は、ライフバンテージジャパンが利用可能な排他的救済ではないものとします。

セクション 15 — 注文

15.1 — ライフバンテージジャパン製品の購入

独立コンサルタントは、自らの独立コンサルタント番号の元に、ライフバンテージジャパンから直接製品を購入します。独立コンサルタントが別の独立コンサルタントまたはその他から製品を購入する場合、購入側の独立コンサルタントは、その購入に関する SV を受けることができません。

15.2 — 一般注文の規約

ライフバンテージジャパン製品の注文に記載された代金の支払方法が無効または不正確であった場合、ライフバンテージジャパンは、支払方法の訂正または変更のため、かかる注文を発した独立コンサルタントに電話またはメールにて連絡を取るよう試みます。かかる注文の受領から 5 営業日経過してもなお注文を発した独立コンサルタントとの連絡が取れない場合、当該注文は処理されずに取消となります。ライフバンテージジャパンは、代金引換払い（COD）による注文は受け付けていません。また、ライフバンテージジャパンは、最少注文数量を定めていません。ライフバンテージジャパン製品および販売資料は、組み合わせで同時に注文することができます。

15.2.1 — 製品の購入および支払方法

製品の購入については、1 回毎に注文する「スポット注文」とあらかじめ希望する製品と決済日を指定しておく「定期注文」の 2 種類から選ぶことができます。

15.2.2 ー購入方法

製品の購入は電話（ご本人のみ）、注文書の郵送・ファックス、または当社のショッピングサイトから直接ライフバンテージジャパンに注文することができます。電話：03-6843-5979（営業時間に関しては裏表紙をご覧ください）ファックス：03-6893-3181（24 時間受付）営業時間外および土日祝日の注文は翌営業日以降のお手続きとなりますのでご注意ください。郵送の場合、注文書をもれなく記入の上、下記宛に送付してください。

<送付先>

〒 108-0075 東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー 9F

ライフバンテージジャパン株式会社 カスタマーサポート オーダー係

インターネット ショッピングサイト：LifeVantage.com

会員専用ページの利用には登録時に発行された ID 番号とパスワードが必要となります。パスワードをお忘れの際には、ライフバンテージジャパンのカスタマーサポート（03-6843-5979：営業時間に関しては裏表紙をご覧ください）にお問い合わせください。

15.2.3 ー支払方法

クレジットカード：VISA、MasterCard、AMEX、JCB。クレジットカード（一括払い）による決済は、登録者名義のカードに限ります。家族、紹介者を含む第三者の名義のカードは受け付けられません。

銀行振込：みずほ銀行（0001） 恵比寿支店（188） 普 1514849

振込手数料は購入者の負担となります。振込手数料の金額は金融機関により異なります。振込の際の明細書をファックスまたは郵送にてお送りいただく必要があります。

口座振替：三菱 UFJ 銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、ゆうちょ銀行、PayPay 銀行

口座振替によるお支払は定期注文のみとなります。登録者名義の口座に限ります。家族、紹介者を含む第三者の名義の口座は受け付けられません。口座振替のご利用には別途お手続きが必要となります。また振替手数料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。

15.2.4 ー製品引渡の時期・方法

製品は代金の入金を確認後（クレジットカードによるお支払いの場合は決済の確認後）、購入者の登録先住所または指定する場所（日本国内に限る）に配送します。通常、入金確認後 3～5 営業日で配送されます。ただし、離島など遠隔地域への配送または現金振込による支払いの場合、さらに 2～3 営業日が必要となります。

15.2.5 ー定期注文

15.2.5.1 ー便利な定期注文

定期注文の登録をしておけば、毎回製品を注文する必要がなく、毎月お客様が指定したお支払い日（決済日）の 3～5 営業日後に製品が自動的に配送されます。お客様の希望する製品と決済日を事前に指定することで、愛用の製品を切らす心配もありません。ライフバンテージジャパンの定期注文では、毎月 5 日、10 日、15 日、20 日、25 日のいずれから、ご都合のいい決済日を選ぶことができます。（ただし、決済方法によっては当社指定の決済日のみとなります）

15.2.5.2 ー定期注文で選べる製品

定期注文では、本書面の「取扱製品名／種類／原材料・成分／数量／販売価格」に記載されている製品を、単品やパックとして、または自由に組み合わせて注文することができます。製品を購入される際には、製品価格に別途定期注文送料として全国一律で 440 円（税込）が追加されます。価格に関しては変更させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

15.2.5.3 ー定期注文の変更と停止

変更／停止の期限：定期注文の内容変更および停止は、お支払日（決済日）の 3 営業日（土、日、祝日を除く）前までに（ただし口座振替による場合は、前月末までに）行う必要があります。またインターネットの場合は決済の少なくとも 2 時間前までに行う必要があります（尚、決済はアメリカ時間で各決済日の AM0：00 より行われます）。前記の期限を経過後、当社が受領した変更および停止の依頼は、当該月に反映されず翌月からとなります。変更および停止を希望する場合、余裕をもって手続きを行うようお願いします。

変更の場合：お電話いただくか、インターネットからお手続きください。

または定期注文書・変更依頼書を記入し、下記宛に郵送またはファックスでお申込ください。（※定期注文書・変更依頼書の定期注文内容変更にてチェックを入れてください）

停止の場合：お電話いただくか、インターネットからお手続きください。

または、定期注文停止依頼書を記入し、下記に郵送またはファックスでお申し込みください。やむを得ぬ場合は、書面に「定期注文停止の旨」「申請日（書面発送日）」「登録氏名」「ID 番号」「登録住所」「登録電話番号」「登録ファックス番号」を記載し、下記宛に郵送またはファックスで送付してください。

電話：03-6843-5979（営業時間に関しては裏表紙をご覧ください）

郵送：〒 108-0075 東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー 9F

ライフバンテージジャパン株式会社 カスタマーサポート オーダー係

ファックス：03-6893-3181（24 時間受付）

インターネット LifeVantage.com よりログイン後、定期注文の管理からお手続きください。

15.3 ー出荷と取り寄せ注文の規約

ライフバンテージジャパンは、注文を受けたライフバンテージジャパン製品の在庫がある場合には、可及的速やかにこれを出荷します。しかし、注文されたライフバンテージジャパン製品が在庫切れである場合、かかる注文は取り寄せ注文となり、ライフバンテージジャパンが必要な数量の当該製品を確保できた時点で出荷されます。納品書にてその製品が販売中止と通知されない限り、独立コンサルタントには、取り寄せ注文となった注文にかかる購入数量について支払いが請求され、セールス ボリューム（SV）が与えられます。ライフバンテージジャパンは、受領した注文が取り寄せ注文となり、注文の受領日より 30 日以内に出荷できる見込みがない場合には、注文者に対してその旨および予定出荷日を通知します。かかる通知を受領した注文者は、自ら請求して取り寄せ注文をキャンセルすることができます。独立コンサルタントは、上記の取り寄せ注文のキャンセルを行った場合、キャンセルされた注文にかかるライフバンテージジャパン製品の出荷に代えて、返金、口座へのクレジット付与または代替品の出荷をライフバンテージジャパンに請求することができます。返金が行われる場合、返金が行われた月における独立コンサルタントのセールス ボリューム（SV）が返金された数量の分だけ減らされます。

15.4 注文の確認

独立コンサルタント、または注文の受取人は、ライフバンテージジャパンから引き渡されたライフバンテージジャパン製品が納品書の記載と合致すること、および当該製品に不良品がないことを確認しなければなりません。納品書との不一致またはライフバンテージジャパン製品の不良品を、独立コンサルタント、または注文の受取人が当該製品を受領してから 30 日以内にライフバンテージジャパンに通知しなかった場合には、納品書との不一致およびライフバンテージジャパン製品の不良品はなかったものとみなされ、独立コンサルタント、または注文の受取人は、かかる不一致または不良品に関してライフバンテージジャパンに対し何らの請求も行えなくなるものとします。

セクション 16 支払および出荷

16.1 内金の禁止

製品の納品時を除いて、独立コンサルタントは、個人の小売顧客に対する販売から支払いを受けまたは金銭を受領することができません。独立コンサルタントは、将来の納品を予定した内金としての金銭を、小売顧客から受け取ることを禁止されます。

16.2 資金の不足

自分の口座またはクレジットカードに、毎月の定期注文およびその他いかなる注文をカバーできる十分な資金確保しておくことは、各独立コンサルタントの責任です。ライフバンテージジャパンは、資金の不足により代金決済がされなかった注文をキャンセルすることができます。その場合、ライフバンテージジャパンは、キャンセルされた注文に関して独立コンサルタントに連絡する義務を負いません。このような注文のキャンセルにより、独立コンサルタントは製品を受け取ることができなくなったり、独立コンサルタントのその月のセールスボリューム要件（SVR）を満たすことができなくなる可能性があります。

16.3 第三者によるクレジットカード使用の制限

独立コンサルタントは、他の独立コンサルタントまたはカスタマーに自らのクレジットカードを使用させてはならないものとします。

16.4 消費税

ライフバンテージジャパンは、その事業内容から、独立コンサルタントの行うすべての購入について、消費税を請求し、日本政府に支払うことが求められます。このため、ライフバンテージジャパンは独立コンサルタントに代わり、製品の独立コンサルタント卸売り価格または小売価格に基づき消費税を請求し、これを支払います。

16.5 抗弁権の接続

ライフバンテージジャパンから製品をショッピングクレジット（割賦支払い）により購入した消費者は、信販会社等から割賦による代金支払いの請求を受けた時に、ライフバンテージジャパンの製品もしくは

当該権利の販売につき、それを販売したライフバンテージジャパンおよび独立コンサルタントに対して生じている事由をもって、その事由が解消されるまでの間は信販会社等からの支払請求を拒むことができます。詳しくは信販会社等の申込書をよくお読みください。

セクション 17 無活動と解約

17.1 解約の効力

ライフバンテージジャパンは、独立コンサルタントがアクティブ（セクション 18 を参照。）であり、かつ本契約を含む本契約の条件を遵守する限り、報酬プランに応じた報酬（セクション 12 を参照。）を当該独立コンサルタントに支払います。独立コンサルタントに対する報酬は、販売拡大に関する独立コンサルタントの取組みおよび活動（ダウンライン組織の確立を含む）にかかる対価の全てとなります。（本第 17 条に定める 1 つ以上の方法または本契約に定めるその他の方法によって）本契約を解除する、または更新しない（以下、総称して「解約」といいます。）独立コンサルタントは、自らが運営していたマーケティング組織からの売上に基づく手数料やボーナス、報酬に関する権利、権原、主張、または利益を失うことになります。独立コンサルタントは、ステータスを解除されることにより、独立コンサルタントとしてのすべての権利を永久に失うことになります。

この中には、ライフバンテージジャパン製品の販売権、および将来の報酬、または独立コンサルタントの元販売組織による販売その他の活動から生じるその他の支払いを受ける権利が含まれます。解約の場合、独立コンサルタントは、元販売組織に対する、および一切の報酬に対するもしくは元販売組織の販売その他の活動から派生するその他の報酬に対する、財産権を含むもののこれに限られない自己が有する可能性のある全ての権利を放棄することに合意します。

独立コンサルタントによる本契約の解約後、元独立コンサルタントはライフバンテージジャパンの独立コンサルタントとして振る舞ってはならず、ライフバンテージジャパン製品を販売する権利も有することはありません。本契約を解約した独立コンサルタントは、解約前にアクティブ、且つ、受給条件を満たしていた場合、最後の支払い期間についてのみ報酬を受けることができます（ただし、強制解約の事前調査中に保留となった金額を差し引くものとします）。独立コンサルタントは、セクション 4.7.5「解約と再申請」に従って、新規の独立コンサルタントとして再申請を行うことができます。

17.1.2 独立コンサルタントからの解約方法

独立コンサルタントは本人が望む時にいつでも登録を解約することができます。解約の手続きは、書面に「解約の旨」「解約申請日（書面発送日）」「登録氏名」「ID 番号」「登録住所」「登録電話番号」「返品製品の有無」を記載し、下記宛に郵送またはファックスで送付してください。

＜送付先＞

〒108-0075 東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー 9F
ライフバンテージジャパン株式会社 カスタマーサポート解約・返金係
ファックス：03-6893-3181（24 時間受付）

製品の返品については、本規約の「クーリング・オフ」または「製品の返品および製品購入代金の返金」を参照してください。

17.2 クーリング・オフ

独立コンサルタントは、独立コンサルタントとしての登録後に本契約の内容を明らかにする書面を受領した日または本契約に基づく製品を実際に受領した日のいずれか遅い方から 20 日間の期間内においては、自由に本契約を解除し、これとともにまたはこれに代えて、スタートキットを含めそれまでに購入したあらゆるライフバンテージジャパン製品を返品して、ライフバンテージジャパンに支払った全額の返金を受けることができます。

またクーリング・オフに関する返品規約は、セクション 13.1 クーリング・オフを参照してください。

17.3 クーリング・オフ期間経過後の中途解約

独立コンサルタントは、クーリング・オフ期間の経過後もいつでもその資格を解約することができます。また解約の際の返品に関する規約は、セクション 13.2 製品の返品および製品購入代金の返金（クーリング・オフ期間経過後の中途解約・返品ルール）を参照してください。

17.4 無活動による解約

独立コンサルタントは、自らの販売組織に対し、自らが最終消費者への販売方法の手本となり、リーダーシップを発揮して指導する責任を負います。この模範的な活動およびリーダーシップを欠いた場合、独立コンサルタントは自らの販売組織の売上高に基づく報酬を受ける権利を失います。登録月の翌月から 12 か月間一度も SV を含む製品購入がなく、また、更新料のお支払いもされていない場合、その翌月に当該アカウントの権利を失うことになります。

17.5 強制解約

独立コンサルタントが法令および本契約のいずれかの条項に違反した場合、本契約の解除を含む、セクション 14.1 に定めるいずれかの制裁を招く場合があります。解約通知に別段の定めのない限り、解約は、書面による通知が、把握している独立コンサルタントの最後の住所、（またはファックス番号）、電子メールアドレス、またはその代理人に対して、郵送、ファックス送信、電子メール送信、または宅配便により引き渡された日、または独立コンサルタントが現に解約通知を受領した日の、いずれか早い方の日に効力を生じます。再承認が与えられる場合は、自主的な行動が必要であり、かつ会社の側の完全な裁量によります。ライフバンテージジャパンは、独立コンサルタントが特に以下のいずれかに該当すると判断した場合、その資格を解約することができます。

1. 特定商取引に関する法律、薬機法、割賦販売法、その他関連法令に違反する行為が認められた場合
2. 犯罪など社会秩序に反する行為や公序良俗に反する行為が認められた場合
3. 当社のイメージを著しく損なった場合、もしくは損なう可能性のある行為が認められた場合
4. 「方針と手続き」およびその他当社が定めるルールやガイドラインに違反する行為が認められた場合

17.6 任意解約

独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンに対して書面で通知することにより、本契約を任意で解約する権利を有します。本契約を解約させるための通知は、独立コンサルタントの署名がなされ、氏名または名称、住所および独立コンサルタント ID が明記されたうえで、ライフバンテージジャパン

（〒108-0075 東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー 9F、電話番号：03-6843-5979、ファックス：03-6893-3181）に送付されなければなりません。かかる通知がライフバンテージジャパンに到着した時点で、解約の効果が生じます。ただし、ライフバンテージジャパンが解約通知を受け取った時点において、独立コンサルタントの会社との取引関係が良好ではない場合、（セクション 14 に従い）強制解約の効果を生じる可能性があります。独立コンサルタントは、セクション 4.7.5 「解約と再申請」に従い、新規独立コンサルタントとして再申請を行うことができます。返品、返金に関しては、セクション 13.2 製品の返品および製品購入代金の返金（クーリング・オフ期間経過後の中途解約・返品ルール）を参照してください。

17.7 不更新

本契約は、独立コンサルタントが契約日後 1 年ごとの応当日の 30 日前までにライフバンテージジャパンへ通知することおよび独立コンサルタントが登録更新料を支払わないことにより、更新されず終了します。独立コンサルタントはかかる通知をライフバンテージジャパンに対して行うものとします。かかる不更新の通知は、本契約の有効期間満了の 30 日前までにライフバンテージジャパンに到着している必要があります。会社は、本契約の 1 年ごとの応当日に本契約を更新しない選択を行うこともできます。

17.8 カスタマーへの再分類

17.8.1

会社がセクション 17.4 に従い本契約を解約した場合、会社は単独の裁量により、当該元ライフバンテージ コンサルタントをカスタマーとして再分類し、解約時点で登録されている有効な月次サブスクリプション注文を含む製品注文の処理を継続できるよう、カスタマーアカウントを作成することができます。会社は、再分類の少なくとも 30 日前までに、当該ライフバンテージ コンサルタントに対して再分類される旨を通知します。

17.8.2

ライフバンテージ コンサルタントが自ら本契約を任意に解約したいものの、ライフバンテージのカスタマーとして継続を希望する場合、セクション 17.5 または 17.6 に基づく解約申請と併せて、会社に対しカスタマーとして再分類し、引き続きライフバンテージ製品を購入できるようカスタマーアカウントを作成する旨の申請を行うことができます。

17.8.3

本セクション 17.8 に基づきライフバンテージ コンサルタントからカスタマーへ再分類された場合、当該元ライフバンテージ コンサルタントは、サブスクリプションであるか否かを問わず、再分類後に行われるすべての製品の個人購入について、以下に掲載されているライフバンテージ カスタマー会則（https://cdn.lifevantage.com/wp-content/uploads/sites/7/2025/07/20150001/Japan-Cust-registration-form_20250720.pdf）に従うものとし、当該契約条件は本契約に組み込まれるものとします。また、再分類された元コンサルタントは、ライフバンテージ製品の販売、再販売、配布、またはコンペンセーションプランへの参加ができなくなることに同意するものとします。

本セクション 17.8 に基づき再分類されたライフバンテージ コンサルタントは、本契約に従い、新規ライフバンテージ コンサルタントとして再申請を行うことができます。

17.9 ー便宜上の解除

当社は、30 日前の書面による通知をもって本契約を便宜上いつでも解除する権利を留保します。当社は、ライフバンテージ コンサルタントとの契約を解除するために、その理由を示す必要も、原因を証明する必要もないものとします。当社が契約を解除したライフバンテージ コンサルタントは、当社、その関連会社、それらの役員、取締役、代理人、従業員、使用人、代表者に対し、逸失利益や機会損失その他の損害賠償の請求や回収の権利を持たないものとします。これらの条件は、契約関係の解除に関する合理的な通知の権利を含む、すべての法定および判例法に基づく主張を満たすものとします。

セクション 18 ー用語の定義

●アクティブ

良好な会員資格を維持しており、該当月のセールス ボリュームが少なくとも 150SVR * 以上（うち最低 40PSV * は自己購入）ある場合に、アクティブ コンサルタントとみなされます。

●良好な会員資格

良好な会員資格とは、更新料の支払いを含め、あなたがコンサルタント契約を遵守していることを意味します。

●紹介者

新たなカスタマーやコンサルタントを登録したライフバンテージ コンサルタントを意味します。

●直上位者

あなたのダウンライン組織において、あなたの直接紹介の新規コンサルタントを自身の直下に配置した場合、あなたは紹介者および直上位者となります。但し、プレイズメント ツリーにおいてダウンラインのコンサルタントの下に新規コンサルタントを配置した場合、ダウンラインの当該コンサルタントが新規コンサルタントの直上位者となります。

●レッグ

レッグは、レベル 1 のコンサルタントから始まり、その下に属する全てのコンサルタントを含みます（カスタマーを含む）。レベル 1 のコンサルタントの数だけレッグが存在します。

●レベル

ダウンライン組織において、あなたに対するコンサルタントの位置づけを意味します。あなたのレベル 1 コンサルタントの直下に配置されたコンサルタントはあなたのレベル 2 に属し、以下同様となります。

●紹介者ツリー

コンサルタントの配置登録（プレイズメント）ではなく、紹介者つながりのコンサルタントの組織図を示します。

●プレイズメント ツリー

あなたが新規コンサルタントの紹介者となった場合は、彼らをあなたの直下、または他のダウンラインのコンサルタントの下に配置することができます。この直上位者つながりの組織図はプレイズメン

ト ツリーとよばれ、あなたのダウンラインまたはチームとみなされます。

●アップライン

紹介者ツリーやプレイズメント ツリーにおいてあなたの上に位置する全てのコンサルタントを意味します。

●ダウンライン

あなたの組織図内の全てのコンサルタントが、あなたのダウンラインの一員とみなされます。

●世代

紹介者ツリーにおいて、マネージング コンサルタント 1 以上の報酬資格ランクを持つコンサルタントを意味します。第 1 世代とは、ダウンラインにおいてマネージング コンサルタント 1 以上のランクを持つ最初のコンサルタントを意味します。第 2 世代とは、そのレッグにおいてマネージング コンサルタント 1 以上の報酬資格ランクを持つ次のコンサルタントを意味し、以下同様となります。

●セールス ボリューム (SV)

販売、および購入された製品のうち、コミッションの対象となる製品に与えられた数値を意味します。

●パーソナル セールス ボリューム (PSV)

パーソナル セールス ボリュームとは、自己購入によるボリュームを意味します。

●カスタマー セールス ボリューム (CSV)

直接紹介したカスタマーの注文に伴い生じたセールス ボリュームを意味します。

●セールスボリューム要件 (SVR)

報酬資格ランクの要件を満たすための、月毎のパーソナル セールス ボリューム (PSV) およびカスタマー セールス ボリューム (CSV) の合計を意味します。

●グループセールス ボリューム (GSV)

グループ セールス ボリュームとは、あなたとあなたのダウンライン組織の全てのコンサルタントによるセールス ボリュームの合計です。

●上限ボリュームルール (MVR)

1 つのレッグまたはあなた自身のセールス ボリュームから得られる GSV のうち、該当月のランク資格計算にカウントされる最大のセールス ボリューム数（上限値）を意味します。

●資格認定 セールス ボリューム (QSV)

毎月のランク計算に、カウントできるセールス ボリュームを意味します。

●コミッション ボリューム (CV)

コミッション ボリューム（コミッションの対象となるボリューム）とは、ボーナスやコミッションが支払われる際の計算に使用される数字です。製品にはそれぞれ CV（SV × 当社の指定する通貨換算因数）が割り当てられ、その CV をもとにコミッションが計算されます。「1SV に相当する金額（円）」は、会員専用ウェブサイト バックオフィスに常時掲載されています。

●表彰ランク

表彰ランクは、コンサルタント ランク マップで達成した最高ランクを意味します。表彰ランクは、表彰ランクの維持要件にもとづき、12 ヶ月に一度、調整されます。

●報酬資格ランク

報酬資格ランクとは、あなたが月毎に獲得するランクを意味します。報酬資格ランクは、毎月の資格に応じて表彰ランクと同等またはそれ以下になる場合があります。

●ランク昇格

現在の表彰ランクよりも高い報酬資格ランクの要件を達成した場合、あなたはそのランクに昇格し（ランクアップ）、あなたの表彰ランクは更新されます。

●スタート期間

スタート期間とは、あなたが登録した月とその翌月から3ヶ月間を意味します。

●コンプレッション

コンプレッションとは、「レベル ボーナス」のボーナス計算において、アクティブでないコンサルタントをスキップして、次のボーナス獲得条件を満たしているアクティブなコンサルタントにボーナスをお支払するプロセスを意味します。

●「受理」—オンライン登録を行うことにより、独立コンサルタントになるというライフバンテージジャパンからの申し出を受け入れることを意味します。「受理」は、独立コンサルタントになることを決定した者のオンライン登録が完了した時点で生じるとみなされます。

●「本契約」、「同意」、または「同意書」—会社と各独立コンサルタントとの間の契約を意味し、この中には契約書面、ライフバンテージジャパン規約、ライフバンテージジャパン報酬プラン、定期注文の同意、および法人フォーム（該当する場合）であって、それぞれ現行の形式またはライフバンテージジャパンがその単独の裁量において適時に改定するものが含まれます。これらの文書は「本契約」、「同意」、または「同意書」と総称し、また「本契約」、「同意」、または「同意書」を構成します。

●「定期注文」、「定期注文の同意」—オプションとして、ライフバンテージジャパン製品を毎月自動的に配送するプログラムを指します。「定期注文の同意」に関するライフバンテージジャパンと独立コンサルタントとの契約は、本契約に組み込まれ、本契約の一部となります。

●「違反」—「違反」、「不履行」および「侵害」は、本契約のいかなる部分についても、現に逸脱または違反すること、または申立てのあった逸脱または違反を意味します。

●「解約」—ライフバンテージジャパンのアカウントの終了を意味します。解約には強制解約と任意解約があります。

●「報酬評価の数量」—報酬の支払いが行われるライフバンテージジャパンの製品に与えられる数値を意味します。スタートキットおよび販促資料には報酬評価の数量が含まれません。

●「会社」、「当社」—ライフバンテージジャパン株式会社を意味します。

●「ダウンライン活動レポート」—バックオフィスの中で「ダウンラインの詳細」と「組織マップ」と名付けられた独立コンサルタント、カスタマー、ライフバンテージジャパン製品の販売情報、および各独立コンサルタントの販売組織の登録に関連するデータを提供する、ライフバンテージジャパンから独立コンサルタントに提供される毎月のレポートの総称を指します。ダウンライン活動レポートには、独立コンサルタントの守秘義務の対象となるライフバンテージジャパンの企業秘密が含まれ、本レポートに関する一切の権利はライフバンテージジャパンに帰属します。

●「最終消費者」—第三者への再販を目的とせず、個人で消費することのみを目的としてライフバンテージジャパン製品を購入する者を意味します。

●「登録された」または「登録済み」—別の独立コンサルタントにより独立コンサルタントとして登録の行われた独立コンサルタントを意味します。

●「近親者」—居住を共にする世帯主および扶養家族を意味します。

●「独立コンサルタント」—オンライン登録を行い、その独立コンサルタント契約がライフバンテージジャパンにより受理された独立契約者を意味します。独立コンサルタントは、一定の資格を満たさなければならない、それぞれの販売組織内の独立コンサルタントのトレーニング、動機付け、サポートおよび開発に責任を負います。独立コンサルタントは、ライフバンテージジャパンの製品を卸売価格で購入し、新規独立コンサルタントおよびカスタマーの登録を行い、ならびにライフバンテージジャパンの報酬プランに参加する権利を認められます。カスタマーは、独立コンサルタントではありません。

●「販売組織」—複数の階層をなして配置されており、一方が他方の直上位者（スポンサー）であるという関係によって直接にまたは間接的に結びついた独立コンサルタント、カスタマーの集団を意味します。

●「公式のライフバンテージジャパン資料」—ライフバンテージジャパンが作成、印刷、出版および配布するパンフレット類、音声またはデジタル記録およびその他の資料を意味します。

●「クロスリクルート」—ライフバンテージジャパンの「利害の対立」に関する規約（セクション6）において、直接または第三者を通じて、別のライフバンテージジャパンの独立コンサルタントやカスタマーに対し、別の MLM 企業、ネットワーク販売もしくは直接販売する機会に参加または登録するよう、実際に勧誘、登録、奨励またはその他の方法により影響を及ぼすこと、またはそれらを試みることを意味します。このような行為は、たとえそれが別の独立コンサルタントまたはカスタマーの問い合わせに対して行われた行為であっても、クロスリクルート行為になります。

●「未開封」および「再販可能」—以下の各要素を満たす製品および販促資料を意味します。(1) 未開封および未使用である、(2) 包装およびラベルが変更または破損されていない、(3) 製品および包装の状態が、正規の価格による販売を行うための取引業界の合理的な商業慣行を満たしている、(4) 製品が購入日から30日以内にライフバンテージジャパンに返品されている、(5) 製品の有効期限が過ぎていない、ならびに(6) 製品には最新のライフバンテージジャパンのラベルが付してある。販売時点において明確に返品不能、割引対象または季節限定品として特定される商品は再販することはできません。

●「スタートキット」—新規独立コンサルタントがライフバンテージジャパンからの購入を要求される、

ライフバンテージジャパントレーニング素材およびビジネス支援素材のセットを意味します。

- 「希望小売価格」—ライフバンテージジャパンが独立コンサルタントに対し、小売顧客に対する特定の製品や資料の広告において希望する価格を意味します。
- 「卸売価格」—独立コンサルタントに対するライフバンテージジャパン製品の販売価格を意味します。報酬ボーナスの全ては、ライフバンテージジャパン製品の報酬評価の数量に基づいて支払いが行われます。

統括者所在地

ライフバンテージジャパン株式会社

〒108-0075 東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー 9F

カスタマーサポート 03-6843-5979（営業時間：平日 9：30～17：00）

ファックス 03-6893-3181

ウェブサイト LifeVantage.com